

# 令和3年 教育委員会

## 第4回 定例会 議事日程

令和3年3月9日（火）

### 第1 議 案

#### 【子ども総務課】

- (1) 議案第5号「令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」

### 第2 協 議

#### 【文化振興課】

- (1) 千代田区指定文化財の指定について
- (2) 千代田区特別登録文化財の登録について

#### 【子ども総務課】

- (1) 千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- (2) 千代田区立中等教育学校の経営企画室に関する規程の一部を改正する訓令

### 第3 報 告

#### 【文化振興課】

- (1) 文化財保護行政の主な取組状況について

#### 【子ども総務課】

- (1) 令和3年第1回区議会定例会の報告

#### 【子ども支援課】

- (1) 令和3年4月保育園等入園審査結果について

#### 【指導課】

- (1) 千代田区公立学校教育管理職の異動について【秘密会】

### 第4 その他

#### 【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（3月20日号）

#### 【児童・家庭支援センター】

- (1) 私立学童クラブ内覧会のお知らせ

案(令和3年3月3日現在)

令和2年度  
教育に関する事務の管理及び執行  
の状況の点検及び評価(令和元年度分)  
報告書

令和3年3月  
千代田区教育委員会

**令和2年度  
教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検  
及び評価(令和元年度分)報告書**

目 次

1	はじめに .....	1
2	点検・評価の方法等について .....	2
	(1) 教育委員会の基本計画等における目標と施策	
	(2) 点検・評価対象事業等の選定	
	(3) 点検評価の実施方法	
3	対象事業一覧 .....	4
	(1) 教育委員会の重点事業	
	(2) 教育・子育てに関する課題	
4	有識者意見.....	7
5	各事業についての評価及び今後の取組.....	16
6	あとがき.....	19
	資料1 教育委員会の活動.....	20
	資料2 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱 .	30

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 1 はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成19年6月改正 平成20年4月1日施行）に伴い、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りつつ、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととされました。

本報告書は、法律の規定に基づき、千代田区教育委員会が令和元年度の事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行ったものです。

今回の点検評価を踏まえ、より一層効果的で区民に信頼される教育行政を推進していきます。

## 2 点検・評価の方法等について

### (1) 教育委員会の基本計画等における目標と施策

区は、総合計画である「ちよだみらいプロジェクト（平成27年度～令和6年度）」において、37の「施策の目標」を掲げている。この目標は、区の将来像を具体化するために実現をめざすもので、教育委員会は、関連する下記の目標について、重点的に取り組む内容を定めている。

#### 《施策の目標22》 ちよだみらいプロジェクト：P66・67

保護者の多様なライフスタイルに応じた子育てができる環境を整えます

【主な取り組み】・待機児童ゼロ対策（保育園・学童クラブ）

・民間事業者支援（保育園・学童クラブ）

・児童施設の整備

#### 《施策の目標23》 ちよだみらいプロジェクト：P68・69

安心して子育てができ、子どもたちがすくすくと育つ地域づくりを進めます

【主な取り組み】・子ども・子育てに関する総合相談

・児童の虐待防止・早期発見

・子どもを支援するための給付

#### 《施策の目標25》 ちよだみらいプロジェクト：P72・73

他者を思いやり、人との関係をより良く築く力を共に育む教育を進めます

【主な取り組み】・心の教育の推進

・多様な体験活動の充実

・子どものいじめ防止対策

・個に応じた指導の充実

#### 《施策の目標26》 ちよだみらいプロジェクト：P74・75

グローバル社会で活躍する資質・能力を育て、主体的・協働的・創造的に生きる力を身に付ける質の高い教育を進めます

【主な取り組み】・きめ細かな指導の推進

・健康・食育・体力向上プランの推進

・国際教育の推進

・伝統文化理解教育の推進

《施策の目標27》 ちよだみらいプロジェクト：P76・77

児童・生徒が安全にのびのびと成長できる環境を整えます

【主な取り組み】・教育施設の整備

- ・児童の安全確保の取り組み
- ・子どもの遊び場確保の取り組み

## (2) 点検・評価対象事業等の選定

令和元年度主要施策の成果（地方自治法第233条第5項に基づく）に掲載する教育委員会所管26事業の中で、特に重点的に取り組んでいる事務事業等について実施する。また、「教育・子育てに関する課題」として、千代田区における都心区特有の教育・子育てに関する課題についても、成果・課題を分析する。

## (3) 点検評価の実施方法

教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する「点検及び評価に関する有識者」の知見の活用を図りながら行う。教育委員会でその結果を取り纏め、報告書を作成し、議会に提出するとともに、ホームページ等により区民に公表するものとする。

### ① 点検及び評価に関する有識者 名簿

氏名	役職
明石 要一	千葉敬愛短期大学学長
湯川 嘉津美	上智大学総合人間科学部教授
武内 志穂	株式会社三菱総合研究所参事
日永 龍彦	山梨大学大学教育センター教授

### ② 有識者会議の開催状況

	開催年月日・会場	概要
第1回	令和2年11月6日 会場：九段小学校	1 令和2年度 実施方針等の説明 2 評価対象事業の説明 ・私立保育所等整備関連事業 3 あい・あい保育園三番町園の視察 4 質疑応答 5 今後の日程について
第2回	令和2年12月11日 会場：番町小学校	1 番町小学校授業視察（ICT教育の推進） 2 評価対象事業の説明・質疑応答 ・ICT教育の推進 ・教育・子育てに関する課題 3 今後の日程について

### 3 対象事業一覧

#### (1) 教育委員会の重点事業

事業名	事業概要
① 私立保育所等整備関連事業	<p>「千代田区次世代育成支援計画」による保育の供給計画に基づき、区内の保育需要の高い地域に私立認可保育所を整備する保育所設置運営事業者に対し、保育所整備に関する経費の支援を実施。</p> <p>自己評価：本誌P 5</p>
② ICT教育の推進	<p>タブレット型PCや電子黒板機能付きプロジェクター等を導入し、また、ICTサポーターを配置し、ICT機器を活用した授業の指導補助や、教材・学習資料の作成・活用、情報モラルの研修など、効果的なICT教育の実践を計画的に支援。</p> <p>自己評価：本誌P 6</p>

#### (2) 教育・子育てに関する課題

検討項目	課題
<p>児童・生徒数の増による今後の本区の教育について（教室不足の解消、学校選択制など）</p>	<p>小学校 学区域に基づく学級編成により、学校施設面で教室の確保が困難な状況である。</p> <p>中学校 近年の生徒数の増加や選択校の偏りにより、一部の中学校では、学級編制に支障を来し、子どもたちの教育環境が損なわれている状況もある。</p>

私立保育所等整備関連事業【拡充】

ちよだみらいプロジェクトの 施策の目標	保護者の多様なライフスタイルに応じた子育てができる 環境を整えます
------------------------	--------------------------------------

事業概要	内容	「千代田区次世代育成支援計画」による保育の供給計画に基づき、区内の保育需要の高い地域に私立認可保育所を整備する保育所設置運営事業者に対し、保育所整備に関する経費の支援を行っています。 令和元年度は、私立認可保育所が4月に2園、10月に1園の計3園開園し、令和2年4月開園の私立認可保育所3園、令和3年4月開園の私立認可保育所1園の開園準備を行ったほか、区有地を活用した保育所及び賃借物件による保育所の運営事業者を募集し、合わせて7園（定員489名）の開設計画を推進します。
	事業開始年度	(1) 平成22年度 (2) 令和元年度

		予算現額		決算額	執行率	
事業費・コスト	(1) 私立保育所等整備補助（私立保育所）		1,190,680,000円	851,031,836円	71.5%	
	(2) 保育所用地の整備		91,752,000円	10,980,210円	12.0%	
	コスト単位	(1) 補助1件あたり		( 5 件 )		
		(2) 整備1件あたり		( 1 件 )		
	コスト内訳	事業費等 (A)		人件費 (按分) (B)		総コスト (C=A+B)
	(1)	170,206,367円	[98.2%]	3,078,085円	[1.8%]	173,284,452円 [100.0%]
(2)	10,980,210円	[93.1%]	810,022円	[6.9%]	11,790,232円 [100.0%]	

事業実績	○令和元年度実績				
	(1) 私立保育所開園				
	①千代田せいが保育園	平成31年4月1日開園	定員51名		
	②ベネッセ内神田保育園	平成31年4月1日開園	定員60名		
	(2) 私立保育所等整備補助				
	①保育園神田ベアーズ	令和元年10月1日開園	定員72名	125,058,034円	
②あい・あい保育園三番町園	令和2年4月1日開園	定員50名	170,402,316円		
③平河町ちとせ保育園	令和2年4月1日開園	定員60名	286,439,610円		
④ほっぺるランド外神田	令和2年4月1日開園	定員87名	258,331,876円		
⑤(仮称)岩本町ちとせ保育園	令和3年4月1日開園予定	定員70名	10,800,000円		
※保育園神田ベアーズへの補助額には、負担金を含みます。					
(3) 保育所用地の整備 旧高齢者センター建物の解体設計を実施					
※関係者との合意形成に時間を要したため、着手を予定していた解体工事が遅れ、執行率が低くなりました。					
(4) 今後の私立保育所開設計画					
①(仮称)外神田かなりや保育園	令和3年4月1日開園予定	定員50名			
②(仮称)まなびの森保育園神保町	令和4年4月1日開園予定	定員100名			

3年度事業実績を踏まえた 課題及び現況への対応	保育の供給計画による保育所整備を進めるとともに、保育所の整備工事にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大の防止に努めながらも、適切な進捗管理を行う必要があります。 令和3年度は、令和2年度に引き続き、区有地を含む私立保育所の開設準備を進め、待機児童ゼロの継続をめざします。
----------------------------	---

## ICT教育の推進

ちよだみらいプロジェクトの 施策の目標	グローバル社会で活躍する資質・能力を育て、主体的・協働的・創造的に生きる力を身に付ける質の高い教育を進めます
------------------------	--

事業概要	内容	平成26年度に導入したタブレット型PCや電子黒板機能付きプロジェクターを活用するとともに、各学校を高速ブロードバンドで接続し、その回線スピードを活かして、児童・生徒が共に教え合い学び合う協働学習を実践しています。また、ICTサポーターを配置して、ICT機器を活用した授業の指導補助や、教材・学習資料の作成・活用、情報モラルの研修など、効果的なICT教育の実践を計画的に支援します。
	事業開始年度	平成14年度（平成26年度からICT教育の推進として拡充）

事業費・コスト	予算現額		決算額		執行率
	(1) 小学校管理費分	179,008,000円	175,722,555円	98.2%	
	(2) 中学校管理費分	46,733,000円	45,780,845円	98.0%	
	(3) 中等教育学校管理費分	70,268,000円	66,553,749円	94.7%	
	コスト単位	(1) 児童1人あたり	( 2,957人 )		
		(2) 生徒1人あたり	( 640人 )		
		(3) 生徒1人あたり	( 923人 )		
	コスト内訳	事業費等 (A)	人件費 (按分) (B)	総コスト (C=A+B)	
	(1)	59,426円 [97.7%]	1,370円 [2.3%]	60,796円	[100.0%]
	(2)	71,533円 [91.9%]	6,328円 [8.1%]	77,861円	[100.0%]
(3)	72,106円 [91.1%]	7,021円 [8.9%]	79,127円	[100.0%]	

事業実績	<p>○令和元年度実績</p> <p>タブレット型PCや電子黒板機能付きプロジェクター等の配置により、各校におけるICT機器を活用した授業を増やし、児童・生徒の学習に対する関心や意欲の向上を図りました。</p> <p>(1) 各校の端末台数 神田一橋中学校218台（1人1台）、九段中等教育学校280台、他の小・中学校（9校）80～160台（学校規模による）</p> <p>(2) 令和元年度の活用例</p> <p>①タブレット型PCや書画カメラを用いてプレゼンテーション能力の向上を図る学習</p> <p>②英語の授業でスピーキングソフトを活用した学習</p> <p>③自ら集めた情報を整理・分析し、発表を行う主体的・対話的な学習</p> <p>(3) ICTサポーターの派遣（1校あたり） 小学校年間53日、中学校年間53日、九段中等教育学校 学校休業日を除く週2～3日</p> <p>(4) ICT教育の推進に関する研修会など</p> <p>①情報教育主任会…各学校より1名が集い「教育の情報化の推進」について情報共有と課題解決に向けた協議を実施</p> <p>②校内研修…必要に応じて適宜実施</p>
------	--

3年度事業実績を踏まえた課題及び現況と令和3年度の対応	<p>令和元年度は、ICT機器を活用した授業を増やしましたが、一方で、学校間及び教員間のICT機器を活用した指導力の格差があることが課題となっています。また、ICTを活用した、より効果的な指導方法や指導体制のあり方を引き続き検証する必要があります。</p> <p>令和2年度当初の新型コロナウイルス感染拡大防止に係る臨時休校に伴い、学びを保障する手段の一つとして、児童・生徒と学校がオンラインでつながることができる学習ツールを導入・活用し、各校で双方向のオンライン学習が可能となる教育環境を整備しました。新たに構築したこの環境も活用し、さらに、「1人1台端末の整備」、「校内通信環境の整備」を推進し、オンライン学習のみでなく、学校におけるICT教育の充実を視野に入れた、本区におけるGIGAスクール構想を加速化していきます。</p> <p>令和3年度は、区立小中学校のICT教育システムリプレイスにおいて、現在の環境をさらに発展させ「校内通信環境の高速化」、「クラウドを活用した柔軟な学習」等、主体的・対話的で深い学びに対応・活用できるGIGAスクール構想を実現します。</p>
-----------------------------	---

## 4 有識者意見

### 明石要一（千葉敬愛短期大学）

#### 1 主要施策の成果における重点事業

##### （1）私立保育所等整備関連事業

###### 《 評価 》

千代田区は保護者のニーズに正面から取り組んでいる。認証保育所が抱える問題をキャッチして、認可保育所の設置に取り組んでいるが、用地確保に苦しんでいることは理解できる。保護者が求める「質」の保障が課題となる。

職員のスキルアップの研修は一年に5回と着実に行われている。今後は「保育の質」を高めるために区立・私立の合同の職員研修システムを作る必要がある。

ほかの区では見られない、人口増に向けた「保育所」の確保に計画的に取り組んでいる。

###### 《 今後の取組み 》

保育と幼稚園の合同の取組みは行われている。今後は保育と小学校の「接続」をどう構築するかが課題になる。

千代田区は大学が多くある。大学のキャンパスは広いので「大学内での保育所」の設置は検討できないだろうか。千葉大学は10年前からキャンパス内に教職員用の委託の保育所を設置している。佐倉市は千葉敬愛短期大学内に6年前から保育所を設置している。

私立保育所では、年長、年中さんの広い「遊び場」をどう確保するか、課題となる。区立幼稚園の園庭の共用はできないだろうか。

##### （2）ICT教育の推進

###### 《 評価 》

千代田区のICT教育は、全国の先端をいっている。GIGAスクール構想の二年前から、タブレット1人1台の計画をしていたことは、高く評価できる。今回見せてもらった番町小学校の事例では、数多くのソフトを導入していた。そのソフトも、子ども部が学校と連携しながら責任をもって決めている。子どもたちはそれぞれが自分のペースに合わせて学んでいた。中教審が提案している「個別最適化された学び」をまさに先取りしている。課題は、教員研修のあり方である。ICTのスキルでは教員のスキルの個人差は無視できない。スキルギャップをどう埋めるか、の研究のあり方が課題になる。と同時に、教科によって、どこでタブレットを使い、どの場面で板書するか、という授業展開の

あり方も問題になってくる。また、どこまでペーパーレスが可能かも検討課題になる。

#### 《今後の取組み》

個別最適化された学びの成果をフォローしていく、ことが大切になる。これまでの学習方法では何ができなかったか、新たに何を獲得したか、が解明できればよいだろう。個別に学んだ成果をどう集団の中で共有化していくか、明らかにしてほしい。

## 2 教育・子育てに関する課題（千代田区における都心区特有の教育・子育てに関する課題）

#### 《評価》

学校選択の先発区は品川区である。小学校が40校ある。保護者は何を基準に学校を選択しているか、調査したことがある。二つの基準を持っている。一つは、学校のホームページを見て判断する。ホームページで低い評価を受けると他の小学校に行く。ただし、高い評価を受けても他の学区からの転入はあまりない。小学校はまだ地域を大切にしている。しかし、ホームページがだめなら、ほかの学校の選択を考える。二つ目が、口コミである。保護者達の噂である。論より証拠で小中学生版のオープン・キャンパスを行い、生の姿をじっくり見てもらう。保護者や地域の人たちに学校を開いて、様々な情報を提供するのである。

#### 《今後の取組み》

千代田版の小中一貫校を設置する。できたら、軽井沢か、千葉の房総に拠点校を作る。五年生以上は全寮制にする。寮の舎監に優秀な人を置く。教師は月から金曜日勤務で、土曜日・日曜日は帰宅する。教科によってはオンラインの授業を行う。対面とオンラインを併合したハイブリットな授業も行う。

トヨタとJR東海と中部電力が共同で作った海陽中等教育学校の全寮制が参考になる。

## 3 総評

千代田区は子育てから教育に至るまで、全国の先取りをしていることが高く評価できる。先取には「勇気」と「決断」が求められるが、果敢に押し進める視点が良い。

狭い空間での保育所の設置も試みている。学校ではGIGAスクールの構想の先にチャレンジし、個別最適な学びの育成に努めている。それぞれ課題もみられるが、それらは先取を進めるから見えてくるものである。例えば、保育所設置では大学とのコラボが考えられる。タブレットの学びでは、教師

の研修をどう進めればよいか、などが浮かんでくる。これからも、意欲的でチャレンジな施策を進めてほしい。

湯川嘉津美(上智大学)

## 1 主要施策の成果における重点事業

### (1) 私立保育所等整備関連事業

#### 《 評価 》

千代田区では、待機児童ゼロを達成するため、保育所の増設を進めている。近年では、私立認可保育所の整備に力を入れ、保育の量的拡大のみならず、質の保証にも努めている。新設の私立認可保育所の施設・設備も概ね良好であり、千代田区の保育所整備の取り組みを高く評価することができる。

#### 《今後の取り組み》

今後も保育需要の高い地域への私立認可保育所の整備を進めていただきたいが、その際、子どもたちの屋外での活動機会を十分に確保する取り組みが求められる。また、周辺住民への配慮の必要から、現在は保育所が地域と切り離されて孤立している感が強いが、地域の子どもの地域で育てるという視点から、保育所と地域との交流の機会をつくり、互いに顔の見える関係を築いていくことも必要ではないかと思う。

### (2) ICT教育の推進

#### 《 評価 》

千代田区におけるICT教育の推進について、今回、番町小学校における1人1台のタブレット型PCの配布とそれを用いたICT教育の実践を視察し、学校教育におけるICT教育が着実に進められていることを実感した。教材・学習資料の作成とその活用も十分になされており、千代田区のICT教育の実践への支援を高く評価する。

#### 《今後の取り組み》

現在はICT教育に取り組み始めたところであり、ICT教育の利点に注目が集まっているが、ICT教育の欠点にも留意して進めていく必要がある。また、ICT教育を推進する上で、教室環境の整備は不可欠である。PCを利用しやすい机やプロジェクターの配置など、教室環境の整備に一層の努力が求められる。

## 2 教育・子育てに関する課題（千代田区における都心区特有の教育・子育てに関する課題）

### 《 評価 》

児童・生徒数は、当初の予想を超えて増加しているが、小学校の学区制の見直しなど、柔軟な対応が進められている。中学校の学校選択制については、学校の特色ある教育の推進に寄与し、生徒自身も希望の中学校に進学できるという利点があるが、近年の麹町中学校への進学希望者の偏りは著しく、中学校の適正な配置とは言い難い状況にある。学校選択制については再評価を行い、必要な措置を講ずる必要がある。

### 《 今後の取組み 》

中学校の学校選択の偏りが何に起因しているのかを把握し、問題解決のための手立てを具体的に講ずる必要がある。そして、施設・設備、教育内容・方法、教師の力量等に差が無く、どちらの中学校でも同様な教育が受けられるにも関わらず、一方に希望者が偏る状況が続くということであれば、学校選択制そのものの見直しも検討する必要があるだろう。

## 3 総評

### 《 評価 》

令和2年度の点検・評価事業について、検討した結果、いずれの事業も計画に即して着実に実施されており、達成度も高い水準にあると判断する。事務の管理遂行も適正になされている。なかでも、千代田区が力を入れている私立認可保育所の整備やICT教育の推進については、高く評価することができる。

### 《 今後の取組み 》

今後は、保育所の整備と併せて、子どもの遊び場の確保にも継続して取り組んでいただきたい。また、ICT教育についても、児童・生徒に1人1台のタブレット型PCの配布と学習環境の整備、教員の研修に一層努めていただきたい。

中学校の学校選択制については、速やかに学校選択制の再評価を行い、適切な措置がとられることを期待したい。

## 1 主要施策の成果における重点事業

### （1）私立保育所等整備関連事業

#### 《 評 価 》

計画通りに実施され、目標を達成していると評価する。

#### 《今後の取組み》

保育の供給計画は、中長期的な人口推計に基づき策定されており、都心にあつて保育需要の高い地域を中心に施設を計画的に整備し、かつ待機児童0（令和元年は4）を維持していることは評価できる。

コロナ禍を契機としたテレワーク拡大・働き方改革等によって、今後人口推計が変化する可能性はあるが、都心で働く子育て世帯のニーズに応えるため、量の確保に加え質の確保にも注力してもらいたい。

具体的には、保育環境に関し、心身ともに大きく成長する3-5歳児の子供たちがのびのび遊べる場所の確保をお願いしたい。保育施設内（屋上含む）の運動スペースの確保に加え、午後や長期の休みには空きとなる幼稚園の園庭や小学校の校庭を活用する等、公立私立問わず区内の施設の弾力的な運用等の工夫を検討してもらいたい。

### （2）ICT教育の推進

#### 《 評 価 》

計画通りに実施され、目標を達成していると評価する。

#### 《今後の取組み》

千代田区では「千代田ICT授業指針」に沿ってICT教育がスタートした。番町小学校で、児童一人ひとりがタブレット端末に向かい、熱心に課題に打ち込んでいる様子を視察したが、学校での学びが双方向型に変革しつつあることを実感した。個々の進度に合わせた学習による学力向上や、将来的には学びの履歴や志向等のデータを蓄積し進路選択に役立てるなど、効果的に活用していつてもらいたい。

一方、日々進展するICT教育の現場では、学校側の体制作りと教員個々の対応（ICT環境に適応した教育・管理手法の習得）も急務であろう。体制構築にはICTサポーター等プロフェッショナルを活用し、特定の教職員に負荷が集中しないよう配慮しつつ、全教員への研修を急いでいただきたい。

また、タブレット端末やPCを用いての日々の学習は、成長過程にある子どもたちにとって視力等含めた心身の影響なども考えられるため、医学的な観点も踏まえ、家庭との情報共有を確り行いながら進めていただきたい。

## 2 教育・子育てに関する課題（千代田区における都心区特有の教育・子育てに関する課題）

### 《 評価 》

学区域の見直しを進め、学校選択制についてはより多くの情報開示の検討を進めるべきと思料する。

### 《 今後の取組み 》

現在の小学校学区域は、平成5年（1993年）、当時の人口減少に伴う学校の統廃合等とあわせて決定された。しかし近年の高層マンション等の建築により千代田区の人口増加は著しく、学校規模は最大と最小では2倍の差がある。充実した教育が行われるよう、平準化にむけた見直し行う時期ではないだろうか。

また、二校ある中学校では、「特色のある学校作り」と「学校選択制」を行っているが、これは多様性を育む観点でも非常によいことと考える。近年、特徴的な学校運営で著名になった中学に進学希望が集中し、調整せざるを得ない可能性が出るほどの不均衡が起きているとのことだが、原因の一つには情報の提供不足があるかもしれない。各校の特色を十分に伝えるとともに、生徒の進路や教育の成果などさまざまな角度の検証データを開示し、各家庭で判断ができることが望ましい。各校が切磋琢磨し、「選ばれる」学校作りを目指していただきたい。

## 3 総評

### 《 評価 》

令和2年度「教育に関する事務の管理および執行の状況の点検及び評価」において、対象事業の執行状況の点検を行い、いずれもの事業も着実に実施され、それぞれ高いレベルで目標を達成していると評価できる。

### 《 今後の取組み 》

千代田区では、教育委員会の下に「子ども部」があり、乳幼児～高校まで、子育て・教育に関わる課題について連携して対応できる組織となっている。課題が複雑化・多様化していく中で、この組織の重要性はますます高まると考えられ、その強みを最大限に発揮していただくことを期待する。

例えば、保育園の遊び場確保解決には、幼稚園園庭や小学校校庭等の活用等で一部改善できる可能性があるのではないかと（1.（1）でも記載済み）。また、小学校に併設されている幼稚園・こども園の子どもたちは、交流行事によってスムーズに入学（移行）できるが、このような連携取組みが保育園児に対しても行われるとよいのではないかと。

現状2号認定（保育園児）の子ども数は1号認定（幼稚園児）の倍近く（1.8倍）になっており、この傾向は人口推計でも当面続くと見込まれている。幼稚園・保育園が極力縦割りにならないような連携を期待したい。

## 1 主要施策の成果における重点事業

### （1）私立保育所等整備関連事業

#### 《 評価 》

貴区における保育所整備は用地の確保の困難さに加え、住宅地における保育所の増設には近隣の反対もあり、担当者のご苦勞は相当なものだと思われる。そのような状況の中でも、人口増による保育ニーズの増加に対して計画的に保育所整備を進め、待機児童ゼロを実現できている状況については高く評価したい。

#### 《 今後の取組み 》

保育所増設予定地の近隣住民への説明には、騒音等に関する具体的なデータの提示が有効ではないだろうか？民間の事業者側の方がそのようなデータも持ち合わせているということが聞かれたので、ぜひ情報の共有を進めていただきたい。

保育所の園庭の確保が課題となる中で、貴区においてはこれまで多額の予算を投入して遊休地の借り上げ等による遊び場の確保に努めてきた。他方、公立幼稚園については小学校に併設されていることもあり、一定程度の遊び場が確保されている。子どもたちの日常的な交流が小1プロブレムの解消にも一定の効果が見込めることもあり、公立幼稚園・小学校と私立保育所との連携・交流を進めることが、園庭の確保に限らず貴区の学校教育の充実にも役立つことにならないだろうか。

また、今後の保育所用地の確保にあたり、貴区内に多数存在する大学の敷地の一部利用の可能性など、大学との連携を進めることも一つの選択肢にならないだろうか。

### （2）ICT教育の推進

#### 《 評価 》

情報機器、情報環境、教育コンテンツの整備に至るまで、ICT活用教育の推進を現場まかせにすることなく、専門性を持った区の担当者が区立学校から意見聴取をしながら進めている点は評価できる。また、LTE SIMカードが内蔵されたタブレットPCを選定したことで、家庭間の通信環境の格差を埋め、オンライン教育を含むICT教育が可能な状況を整備できていることも高く評価したい。

他方、ICTを活用した調べ学習にも積極的に取り組まれている様子が看取できたが、情報収集・選択にあたって必ずしも信頼性に欠ける情報源にアクセスしている児童も多く、著作権についての意識も高いようには見えなかった。

2018年の意見にも記したことがあり、適切な指導はされているものと思うが、義務教育終了段階までにはこれらの課題が解決されるよう配慮願いたい。

タブレットを自宅に忘れてきた児童が授業に参加できない状況になっている様子も散見された。子どもたちや保護者に「タブレットが学校・家庭での学習に不可欠」という意識を高めてもらうことももちろん必要だろうが、授業に参加できないままになることのないよう配慮願いたい。

《今後の取組み》

ICTを活用することで子どもたちの学習に関する膨大でさまざまな履歴情報が蓄積される。ただし、その評価のあり方を教員任せにしていると、教員の熱心さが災いして多忙化に拍車を欠けかねない。蓄積された学習履歴情報を有効活用した学習評価のガイドラインを示すなどして、多忙化への歯止めとするなどの対策も期待したい。

また、タブレットが日常的なツールになるに伴い、教室の備品等にも見直しが必要となるので、各学校からの意見を踏まえた整備を期待したい。

## 2 教育・子育てに関する課題（千代田区における都心区特有の教育・子育てに関する課題）

《 評 価 》

学校選択制は特色ある学校づくりとともに導入されてきたが、過去の調査等においても、「やりたい部活がある」「親しい友達が行く」などの選択理由が大半を占め、学校の特色が積極的に選択の材料となっていないことが示されている。他の区の事例であるが、問題児とみなされる子どもが入学してくるといった噂で入学者数が極端に変化するということがあった。2つの区立中学校間の最近の在籍者数の格差の拡大は、一方の校長による特徴的な学校経営のメディアにもとりあげられた結果であり、上記のような学校選択の状況からはある意味、あたりまえの結果であると考えられる。この問題は学区域の見直しなどで対応できることではなく、特色づくりによる学校の差別化と学校選択を組み合わせることによる学校教育の質の向上策を見直すことを考えるきっかけと捉える必要があるのではないか。

《今後の取組み》

今後の人口増に対応するにあたり、学校数を増やすことが容易でないのであれば、今回のような在校生に偏りの起きないような施策への転換が必要だと考える。千代田区内の保育所・幼稚園と区立小・中学校に通う子どもたちが共通に質の高い学びを保証されるよう、ICTを最大限活用した施設分離型の保幼小中連携教育により、教職員の相互乗り入れや児童生徒の相互交流などを推進して、千代田区全体の学校教育の質の向上を図るべきではないだろうか。

### 3 総評

#### 《 評 価 》

急激な人口増にともなう子育てニーズに対して、資源を工夫しながら計画的に諸条件の整備を進めてきていることを高く評価したい。また、保育ニーズの高まりに民間事業者と連携して対応を進め、ICT教育の推進にむけた環境整備についても学校現場と行政とが連携しながら最先端の教育実践を目指そうとしているなど、基本的な施策の方向性については同意できるものである。他方で、「子ども部」を設置して教育と児童福祉の境界を低くしていながら、両者の連携に充分とは言えない点もあるように見受けられるので、次項に述べるような点について検討をしていただきたい。

#### 《 今後の取組み 》

今年度の点検・評価項目に対するコメントで記した通り、私立保育所と公立の幼稚園・小学校・中学校とが物理的な連携・交流、あるいはICTを活用した遠隔による連携・交流を深めてほしいと感じることが多々あった。徳島県で進められているパッケージスクールの取り組みのように、既存の学校園・教職員組織はそのままに（各施設が分離した状況は維持したままで）、相互の連携・協力を深めて千代田区の教育全体の質の向上を進めることが必要ではないかと思われた。

## 5 各事業についての評価及び今後の取組

令和2年度の教育に関する事務の管理及び執行状況は、教育長を中心に子ども部（教育委員会事務局）の職員が一丸となって取り組んだ結果、課題が全くないというわけではありませんが、極めて良い方向に進んでいると評価することができます。

また、令和元年度教育委員会重点事業点検評価の結果については、個々の事業について課題はあるものの、全体としては、適正に執行されているものと認められました。

今回、教育委員会の重点事業に対し、「点検及び評価に関する有識者」の方からご意見をいただき、教育委員会として次のような形で更に取り組んでいきたいと考えています。

### （1）主要施策の成果における重点事業

#### ① 私立保育所等整備関連事業

区内における引き続き高い保育需要に応え、待機児童ゼロの維持をめざす。

また、「子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例」に基づいて、保育の実施主体の違いに関わらず、良好な子育て環境が確保されるよう、保育事業者の支援等を継続する。

#### ●保育需要に対応するための用地整備・私立保育所整備補助

- ・保育需要の増加が見込まれる中にある場合は、地価やテナント料が非常に高額であるために用地や物件の確保が困難な本区においても、保育所の整備を進めなければならない。そこで、既存建物（旧高齢者センター）を取り壊して保育所建設用地を確保・整備する。
- ・保育所の整備や運営に際しては、各種行事を通じて地域住民との交流を図るなど、地域と良好な関係を築くように努める必要がある。
- ・私立認可保育所を整備する事業者に対し、保育所整備に要する経費を支援することで、「子ども・子育て支援事業計画」における「量の見込みと確保方策」に基づく私立認可保育所の整備を進める。
- ・全国的な保育士不足の中、私立保育所を開設する事業所に対して人材確保に要する経費を補助することで、質の高い職員の定着による保育サービスの向上を支援する。

- 保育の質の向上に資する取り組み
  - ・保育の質の向上は、全区的に共通の課題であることをふまえ、公立及び私立園の保育士を対象とした講習会を活用し、各園における保育力や指導力の向上を図る。
  - ・保育の専門家等が各保育施設を巡回し、保育を行う環境、配慮を要する児童の相談や施設運営上の苦情に関する助言などを行うことで、保育内容の充実を図る。
  - ・幼児期には身体を動かして遊ぶことにより、身体の諸機能の発達が促されることから、各保育施設が屋外活動を可能な限り多く実施できるよう、必要な支援を行う。

## ② ICT教育の推進

ICTの環境整備に努め、新たな時代を生き抜く人材の育成をめざす。

- 機器および周辺環境の整備
  - ・令和2年度は「1人1台端末の整備」、「校内通信環境の整備」を推進し、オンライン学習のみでなく、学校におけるICT教育の充実を視野に入れた、本区におけるGIGAスクール構想の実現に向けた取組を進めてきた。
  - ・令和3年度は、区立小中学校のICT教育システムリプレースにおいて、現在の環境をさらに発展させ「通信環境の高速化」を推進することで、ICTを効果的に活用した分かりやすく深まる授業を実践できる環境を整えていく。
- 指導のあり方の検証・体制整備
  - ・より効果的な指導方法や指導体制のあり方について、各学校と連携をとり、実践を進める中で引き続き検証を進めていくことで、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の取組が区内全校において推進されるよう取り組む。
  - ・教員のICTを活用した指導の方法等について、学校間や学校内で共有化できる仕組み作りをすることで、教員間での指導力の格差が是正されるようにしていく。
  - ・新たなICT機器を活用した授業実践への取組や校務事務の改善により、教員の業務を平準化し、ICTサポーターとの連携強化を図り、授業運営が円滑に進むための支援体制を構築していく。
  - ・教職員への情報モラル研修を継続するとともに児童・生徒の情報リテラシーを高める指導を行う。

## (2) 教育・子育てに関する課題

千代田区における都心区特有の教育・子育てに関する課題（児童・生徒数の増による今後の本区の教育について（教室不足の解消、学校選択制など））

### ① 取組みの方向性

#### ●小学校

- ・人口増に伴い、学校規模（児童数）に差が生じているが、どの学校も共通な条件の教育環境を維持できるよう、平準化にむけた見直しの検討を行う。

#### ●中学校

- ・学校選択制の選択の偏りが何に起因しているのかを把握して再評価を行うことで課題を明らかにし、問題解決のための必要な手立てを具体的に講ずるとともに、各校の特色を生徒・保護者・地域に十分に伝え、双方とも選ばれる学校作りを目指していく。

### ② 検討する取組み内容

- 学識経験者、学校関係者、区民等で構成する「（仮称）今後の教育のあり方検討協議会」を設置し、未来を担う子どもたちのために千代田区の特色を生かした、今後の教育のあり方の検討を行う。

- 協議会では、今後の児童・生徒数を踏まえ、以下について、総合的に検討する。

ア 教育方針に関すること

イ 学級編制や指定校変更の考え方等、制度に関すること

ウ 学校施設等の整備等に関すること など

## 6 あとがき

今回は評価対象事業を精査し、3項目に絞り込んだため、有識者会議において深く掘り下げた検討がなされ、各事項に対して広く効果的な意見をいただくことができ、評価をより有意義なものとすることができました。

今後も、今回の点検評価を踏まえ、区民の皆様に信頼される教育行政を推進してまいります。

令和3年3月

千代田区教育委員会

## 資料 1 教育委員会の活動

### 1 制 度

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」）に基づき、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱い及び教育職員の任免その他の人事に関する事務を処理し、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理・執行する合議制の執行機関である。

### 2 組 織

教育委員会は、教育長及び4人の教育委員により構成される。

教育長は、区長の被選挙権を有し、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものうちから、区長が、議会の同意を得て任命する。教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。教育委員は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものうちから、区長が、議会の同意を得て任命する。教育長の任期は3年、教育委員の任期は4年であるが、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とされている。また、委員は再任されることができる。

教育委員名簿

(令和2年12月31日現在)

職 名	氏 名	任 期
教育長	—	—
教育長職務代理者	金丸 精孝	令和元年7月2日 - 令和5年7月1日
委員	中川 典子	平成30年3月25日 - 令和4年3月24日
委員	長崎 夢地	平成29年10月17日 - 令和3年10月16日
委員	俣野 幸昭	平成30年3月25日 - 令和4年3月24日

### 3 会 議

教育委員会の会議は、教育長が招集する。議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、教育長の決するところによる。

「千代田区教育委員会事務局文書専決規則」に基づき、次に掲げる事案は、委員会の議決を受ける。

- (1) 区教育行政の運営に関する一般方針に関すること。
- (2) 事務事業の基本的な方針及び計画の設定、変更又は廃止に関すること。
- (3) 教育予算その他区議会の議決を経るべき事案についての意見の申出に関すること。
- (4) 教育財産の取得の申出及び用途の廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、付属機関の構成員の任免及びその他の人事に関すること。
- (6) 千代田区立学校教育職員の懲戒及び分限に関すること。
- (7) 教育委員会規則及び訓令に関すること。
- (8) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- (9) 特に重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関すること。
- (10) 特に重要な告示、公示、公表、情報公開、通達、協議、諮問、申請、照会、同意、回答及び通知に関すること。
- (11) 特に重要な許可その他の行政処分に関すること。
- (12) 審査請求の裁決及び重要な訴訟に関すること。
- (13) 特に重要な広報に関すること。
- (14) (1) から (13) までのほか、特に重要又は異例に属すること。

#### 4 活 動

教育委員会の会議は、定例会と臨時会とし、定例会は毎月第2火曜日及び第4火曜日に開催し、区教育行政の基本的な施策の決定や重要な事案を処理する。なお、臨時会は、必要に応じて開催する。

##### (1) 令和元年度会議開催状況

定例会・臨時会 25回

##### (2) 令和元年度 教育委員会開催会議事項

会議名	開催日	会議事項
平成31年 第6回 定例会	4月9日	『報告』 1. 幼稚園・保育園・こども園等の在籍状況（平成31年4月1日現在） 2. 学童クラブ在籍状況（平成31年4月1日現在） 3. 平成31年度 学級編制（平成31年4月1日現在） 4. いじめ、不登校、適応指導教室の状況（平成31年3月末時点）

		<p>5. 平成31年度 校園長による経営方針等説明会について</p> <p>6. 第4回千代田区子ども読書調査報告書</p> <p>『その他』</p> <p>1. 教育委員会行事予定表</p> <p>2. 広報千代田（4月20日号）掲載事項</p>
第7回 定例会	4月23日	<p>『報告』</p> <p>1. 平成31年度 認可保育所整備・運営事業者募集の概要</p> <p>2. 教科書採択について</p> <p>『その他』</p> <p>1. 教育委員会行事予定表</p> <p>2. 広報千代田（5月5日号）掲載事項</p>
令和元年 第8回 定例会	5月14日	<p>『報告』</p> <p>1. 幼稚園・保育園・こども園等の在籍状況（令和元年5月1日現在）</p> <p>2. 学童クラブ在籍状況（令和元年5月1日現在）</p> <p>3. 学級編制（児童・生徒数/学級数 令和元年5月1日現在）</p> <p>4. 令和2年度使用 教科用図書採択について</p> <p>『その他』</p> <p>1. 教育委員会行事予定表</p> <p>2. 広報千代田（5月20日号）掲載事項</p> <p>3. 学校保健会総会の開催</p>
第9回 定例会	5月29日	<p>『協議』</p> <p>1. 千代田区立こども園条例の一部を改正する条例</p> <p>2. 千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例</p> <p>3. 第3次子ども読書活動推進計画案について</p> <p>『報告』</p> <p>1. 保育の実施に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>2. 千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例</p> <p>3. 平成31年4月待機児童数について</p> <p>4. 認可保育所設置運営事業者の選定結果について</p> <p>5. 障害児ケアプラン検討委員会構成員について</p> <p>6. 保幼小合同研修会</p> <p>7. いじめ、不登校、適応指導教室の状況（平成31年4月末現在）</p> <p>『その他』</p> <p>1. 教育委員会行事予定表</p> <p>2. 広報千代田（6月5日号）掲載事項</p>
第10回 定例会	6月11日	<p>『議案』</p> <p>1. 議案第11号「千代田区立こども園条例の一部を改正する条例」</p> <p>2. 議案第12号「千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例」</p> <p>『協議』</p> <p>1. 四番町図書館仮施設整備について</p> <p>『報告』</p> <p>1. 令和元年 第2回区議会定例会の日程</p> <p>2. 千代田区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>3. 千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例</p> <p>『その他』</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 教育委員会行事予定表</li> <li>2. 広報千代田（6月20日号）掲載事項</li> </ul>
第11回 定例会	6月25日	『議案』 <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 議案第13号「千代田区子ども・子育て会議委員の任命」</li> </ul> 『報告』 <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 令和元年第2回区議会定例会の報告</li> <li>2. いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告</li> </ul> 『その他』 <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 教育委員会行事予定表</li> <li>2. 広報千代田（7月5日号）掲載事項</li> </ul>
第12回 定例会	7月9日	『報告』 <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 旧高齢者センター跡地を活用した認可保育所の整備</li> <li>2. 令和元年度千代田区立中学校 生徒海外交流教育について</li> <li>3. 令和2年度使用 小学校教科用図書の採択</li> </ul> 『その他』 <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 教育委員会行事予定表</li> <li>2. 広報千代田（7月20日号）掲載事項</li> </ul>
第13回 定例会	7月23日	『協議』 <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 令和元年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価</li> </ul> 『報告』 <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 幼児教育・保育無償化 保護者向けチラシ</li> <li>2. 緊急保育施設の期間延長</li> <li>3. 重症心身障害児等通所支援事業所の移転・開所</li> <li>4. お茶の水小学校・幼稚園仮校舎への移転</li> <li>5. 令和元年度 千代田区「達成度調査」の結果</li> <li>6. 教科書展示会の結果報告</li> <li>7. いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告（令和元年6月）</li> </ul> 『その他』 <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 教育委員会行事予定表</li> <li>2. 広報千代田（8月5日号）掲載事項</li> </ul>
第2回 臨時会	7月31日	『議案』 <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 議案第14号「第3次子ども読書活動推進計画」</li> </ul> 『協議』 <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 令和2年度使用 小学校教科用図書採択</li> <li>2. 令和2年度使用 特別支援学級用教科用図書採択</li> <li>3. 令和2年度使用 中等教育学校（後期課程）教科用図書採択</li> </ul>
第14回 定例会	8月27日	『議案』 <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 議案第15号「令和2年度使用千代田区立小学校教科用図書採択」</li> <li>2. 議案第16号「令和2年度使用千代田区立中学校・中等教育学校（前期課程）教科用図書採択」</li> <li>3. 議案第17号「令和2年度使用特別支援学級教科用図書採択」</li> <li>4. 議案第18号「令和2年度使用中等教育学校（後期課程）教科用図書採択」</li> </ul> 『協議』 <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 令和2年度 部予算編成方針（兼 令和2年度 部組織目標）</li> <li>2. 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正</li> </ul>

		<p>3. 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正</p> <p>4. 千代田区立九段中等教育学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部改正</p> <p>『報告』</p> <p>1. 令和元年度麹町地区私立学童クラブの運営事業者募集の概要</p> <p>2. 子育て短期支援事業及び一時預かり事業の運営事業者募集の概要</p> <p>3. 平成31年度 全国学力・学習状況調査の結果</p> <p>4. いじめ、不登校、適応指導教室の状況</p> <p>『その他』</p> <p>1. 教育委員会行事予定表</p> <p>2. 広報千代田（9月5日号）掲載事項</p>
第15回定例会	9月10日	<p>『議案』</p> <p>1. 議案第19号「千代田区教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱」</p> <p>2. 議案第20号「千代田区立九段中等教育学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例」</p> <p>3. 議案第21号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」</p> <p>『報告』</p> <p>1. 令和元年度 区立幼稚園・こども園・学校・保育園の運動会等のお知らせ</p> <p>2. 教育広報かけはし第119号の発行</p> <p>3. 令和2年度 千代田区立幼稚園・幼保一体施設・こども園入園案内</p> <p>4. 認可保育所設置運営事業者の選定結果</p> <p>5. 旧高齢者センター跡地を活用した保育所整備について</p> <p>6. 令和元年度 学校生活アンケート（第1回）の結果（概要）</p> <p>『その他』</p> <p>1. 教育委員会行事予定表</p> <p>2. 広報千代田（9月20日号）掲載事項</p> <p>3. 千代田区立お茶の水小学校・幼稚園の施設整備について</p> <p>4. 会計年度任用職員制度の導入等に伴う人事関係条例の整備について</p>
第16回定例会	9月24日	<p>『報告』</p> <p>1. 第3回区議会定例会の報告</p> <p>2. 千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例</p> <p>3. いじめ、不登校、適応指導教室の状況（8月末）</p> <p>4. 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求について</p> <p>『その他』</p> <p>1. 教育委員会行事予定表</p> <p>2. 広報千代田（10月5日号）掲載事項</p>
第17回定例会	10月11日	<p>『報告』</p> <p>1. 第3回区議会定例会の報告</p> <p>2. 保育園の入園案内</p> <p>3. 年末保育の実施</p>

		<p>4. (仮称) 四番町公共施設整備</p> <p>5. 千代田区立中学校の学校選択状況</p> <p>6. 令和元年度インフルエンザによる学級閉鎖の状況</p> <p>7. 令和元年度 東京都児童・生徒 体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果</p> <p>8. 令和元年度 児童・生徒の学力向上を図るための調査</p> <p>『その他』</p> <p>1. 教育委員会行事予定表</p> <p>2. 広報千代田 (10月20日号) 掲載事項</p> <p>3. お茶の水小学校・幼稚園の施設整備</p> <p>4. 令和2年度 千代田区立九段中等教育学校 入学者決定に関する実施要綱</p>
第18回 定例会	10月23日	<p>『報告』</p> <p>1. 令和元年度 千代田区学校保健大会開催について</p> <p>2. いじめ、不登校、適応指導教室の状況 (令和元年9月末)</p> <p>『その他』</p> <p>1. 教育委員会行事予定表</p> <p>2. 広報千代田 (11月5日号) 掲載事項</p>
第19回 定例会	11月12日	<p>『報告』</p> <p>1. 認可保育所整備・運営事業者募集の概要</p> <p>2. 千代田区虐待防止キャンペーン</p> <p>3. 千代田区子育て短期支援事業、一時預かり事業 運営事業者の決定</p> <p>4. 麴町地区私立学童クラブ運営事業者募集の結果</p> <p>『その他』</p> <p>1. 教育委員会行事予定表</p> <p>2. 広報千代田 (11月20日号) 掲載事項</p>
第20回 定例会	11月26日	<p>『議案』</p> <p>1. 議案第22号「教育事務に関する議案の意見聴取」</p> <p>2. 議案第23号「千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則」</p> <p>3. 議案第24号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」</p> <p>4. 議案第25号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」</p> <p>『協議』</p> <p>1. 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>2. 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>3. 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>『報告』</p> <p>1. 第4回区議会定例会の報告</p> <p>2. 千代田区保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>3. 千代田区立こども園条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>4. 千代田区子ども・子育て会議委員の委嘱・任命</p> <p>5. いじめ・不登校・適応指導教室の状況 (10月)</p>

		<p>6. 四番町図書館の移転に伴う休館について</p> <p>『その他』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育委員会行事予定表</li> <li>2. 広報千代田（12月5日号）掲載事項</li> </ol>
第21回定例会	12月10日	<p>『議案』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 議案第26号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」</li> <li>2. 議案第27号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」</li> <li>3. 議案第28号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」</li> </ol> <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和元年第4回区議会定例会の報告</li> <li>2. 令和2年度 子ども部予算編成方針と主要事業</li> <li>3. 令和2年度 区立幼稚園・こども園（短時間）新入園児申込結果【二次選考後】</li> <li>4. 令和2年度 学童クラブ入会募集</li> </ol> <p>『その他』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育委員会行事予定表</li> <li>2. 広報千代田（12月20日号）掲載事項</li> <li>3. 教育広報かけはし 第120号の発行</li> </ol>
第22回定例会	12月24日	<p>『議案』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 議案第29号「千代田区会計年度任用講師の任用等に関する規則」</li> </ol> <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 有識者意見</li> <li>2. 令和元年度 インフルエンザによる学級閉鎖の状況</li> <li>3. いじめ、不登校、適応指導教室の状況（令和元年11月末時点）</li> <li>4. 常設展示室の一部改修</li> </ol> <p>『その他』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育委員会行事予定表</li> <li>2. 広報千代田（1月5日号）掲載事項</li> </ol>
令和2年第1回定例会	1月28日	<p>『議案』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 議案第1号「千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則」</li> </ol> <p>『協議』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価</li> </ol> <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 区立学校園 卒業式及び入学式</li> <li>2. 千代田区立こども園条例施行規則の一部改正について</li> <li>3. 令和2年4月保育所等入所申込状況（一次締切）</li> <li>4. 認可保育所整備・運営事業者の選定結果について</li> <li>5. 千代田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</li> <li>6. 区内子どもショートステイ事業の開始</li> <li>7. お茶の水小学校・幼稚園の施設整備について</li> <li>8. 給食費の値上げと補助金について</li> </ol>

		<p>9. いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等（12月）</p> <p>10. 令和2年度九段中等教育学校適性検査応募状況</p> <p>『その他』</p> <p>1. 教育委員会行事予定表</p> <p>2. 広報千代田（2月5日号）掲載事項</p>
第2回定例会	2月12日	<p>『議案』</p> <p>1. 議案第2号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」</p> <p>『協議』</p> <p>1. 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>2. 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>『報告』</p> <p>1. 令和2年度 当初予算案の概況</p> <p>2. 令和2年度4月 保育園等入園審査状況（一次審査終了時点）</p> <p>3. 中国から帰国した児童生徒等への対応について</p> <p>4. 令和元年度 インフルエンザによる学級閉鎖の状況（1月31日現在）</p> <p>5. 中学校東京駅伝大会の競技結果</p> <p>6. 令和2年度 九段中等教育学校適正検査受検結果</p> <p>『その他』</p> <p>1. 教育委員会行事予定表</p> <p>2. 広報千代田（2月20日号）掲載事項</p>
第3回定例会	2月25日	<p>『議案』</p> <p>1. 議案第3号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」</p> <p>2. 議案第4号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」</p> <p>3. 議案第5号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」</p> <p>『協議』</p> <p>1. 千代田区指定文化財の指定について</p> <p>『報告』</p> <p>1. 令和2年第1回区議会定例会の報告</p> <p>2. 令和2年4月保育園等入園二次審査結果</p> <p>3. いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等（令和2年1月）</p> <p>4. 令和元年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果</p> <p>『その他』</p> <p>1. 教育委員会行事予定表</p> <p>2. 広報千代田（3月5日号）掲載事項</p> <p>3. 住民監査請求について</p> <p>4. 図書館の利用制限について</p> <p>5. 新型コロナウイルスの対応について</p>
書面開催	2月28日	<p>『議案』</p> <p>1. 議案第6号「区立小・中・中等教育学校における新型コロナウイルスに関連した臨時休校の対応」</p>

<p>第4回 定例会</p>	<p>3月13日</p>	<p>『議案』 1. 議案第7号「千代田区指定文化財の指定について」 『協議』 1. 審査請求に係る裁決について 『報告』 1. 令和2年第1回区議会定例会の報告 2. 学校給食費及び給食費補助金の改定について 3. 千代田区立中学校選択制度について 4. 千代田区公立学校教育管理職の異動について 5. 四番町図書館仮施設における図書館事業の実施について 『その他』 1. 教育委員会行事予定表 2. 広報千代田（3月20日号）掲載事項 3. 令和2年度教育広報かけはし掲載案</p>
<p>第1回 臨時会</p>	<p>3月21日</p>	<p>『協議』 1. 新型コロナウイルスの感染拡大防止のための対応について</p>
<p>第5回 定例会</p>	<p>3月24日</p>	<p>『議案』 1. 議案第8号「審査請求に係る裁決」 2. 議案第9号「千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」 3. 議案第10号「日比谷図書文化館文化財事務室処務規程の一部改正」 『協議』 1. 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 2. 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則 3. 幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則 4. 千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 『報告』 1. 令和2・3年度千代田区青少年委員について 2. 新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休校に係る区立児童館等の対応 3. 障害児ケアプランの進捗状況について 4. 和泉小学校・いずみこども園等の施設整備について 5. いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等（2月分） 6. 千代田区登校サポート事業について 7. 子どもの学習・生活支援事業について 『その他』 1. 教育委員会行事予定表 2. 広報千代田（4月5日号）掲載事項</p>

第2回臨時会	3月31日	<p>『議案』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 議案第11号「令和2年度教育委員会事務局幹部職員の異動」</li> <li>2. 議案第12号「幼稚園教育職員・九段中等教育学校教育職員の採用等について」</li> <li>3. 議案第13号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」</li> <li>4. 議案第14号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」</li> <li>5. 議案第15号「幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」</li> <li>6. 議案第16号「千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」</li> <li>7. 議案第17号「千代田区立幼稚園教育管理職の業績評価に関する規則の一部を改正する規則」</li> <li>8. 議案第18号「千代田区教育研究専門員の設置等に関する規則を廃止する規則」</li> <li>9. 議案第19号「千代田区立教育研究所処務規程の一部改正」</li> <li>10. 議案第20号「議案第10号『日比谷図書文化館文化財事務室処務規程の一部改正』の取り消し」</li> </ol> <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和2年度教育委員会事務局一般職員の異動</li> </ol>
--------	-------	--

(3) 視察状況

実施日	場所	内容
令和元年1月14日	1. 西神田コスモス館 (西神田二丁目6番2号)  2. 九段小学校 (三番町16)  3. グローバルキッズ飯田 橋こども園 (富士見二丁目14番36号 富士見EAST2階)	児童館及び児童館併設学童クラブの視察 <西神田児童センター/西神田学童クラブ>  小学校及び学校内学童クラブの視察 <九段小学校/九段小学校アフタースクール>  私立認定こども園の視察

## 資料2 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

平成20年12月4日20千こ総第528号

改正

平成22年4月1日22千子子総発第26号

平成23年4月1日23千子子総発第158号

平成26年4月1日26千子子総発第177号

### 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、千代田区教育委員会（以下「委員会」という。）が行う事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- (2) 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

**第3条** 点検及び評価は、法の規定に基づき委員会がその権限に属する事務（法第26条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により委員会事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）として処理する事務事業及び委員会事務局子ども・教育部が所管する事務事業のうち、当該年度における委員会の主要な事業として別に定めるもの（以下「主要事業」という。）を対象とする。

(点検及び評価の内容)

**第4条** 点検及び評価は、前年度の主要事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとする。

(有識者の設置)

**第5条** 委員会は、点検及び評価の実施にあたり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検及び評価に関する有識者」(以下「有識者」という。)を置く。

2 有識者は、教育に関し学識経験を有する者の中から3名を選任し、委員会が委嘱する。

3 委員会は、特に必要があると認めた場合は、前項に定める有識者に加えて、有識者を選任し、委嘱することができる。この場合における有識者は、教育に関し学識経験を有する者以外の者を選任することができる。

4 有識者の任期は3年とし、補欠による有識者の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員会の求めに応じて会議等に参加した有識者に対し、その出席日数に応じて謝礼を支払う。

(点検及び評価の実施)

**第6条** 委員会は、毎年1回、主要事業の進捗状況等を取りまとめ、有識者の意見を聴取した上で、点検及び評価を行う。

2 委員会は点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成する。

3 前項の報告書は区議会に提出するとともに、ホームページ等により区民へ公表するものとする。

(委任)

**第7条** この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成20年12月9日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日22千子子総発第26号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日23千子子総発第158号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日26千子子総発第177号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 千代田区指定文化財の指定について

千代田区指定文化財として下記1件を指定する。

### 記

#### 1 千代田区指定有形文化財（古文書）

万控帳            5点

## 令和2年度千代田区新指定答申文化財

### 1 新指定答申文化財の概要

- 【種 別】 有形文化財（古文書）  
【名 称】 万控帳  
【員 数】 5点（内訳：簿冊3点、状2点）  
【年 代】 昭和5年（1930）～昭和6年（1931）  
【所 在 地】 千代田区立日比谷図書文化館（千代田区日比谷公園1番4号）  
【所 有 者】 千代田区教育委員会（千代田区九段南一丁目2番1号）  
【管 理 者】 千代田区教育委員会（管理担当：文化振興課文化財係）  
【概 要】

万控帳は、東京市麹町区富士見町（現在の千代田区富士見）に居住した武田家から受贈した資料群のうち、金銭支払を記した文書群である。内容としては、①英国公使館等の千代田区及びその周辺の諸施設の記事、②当時の物価の推移を示す記事、③当時の生活用具や食生活の一端を示す記事などが記載されている。すでに、平成4年4月1日付にて、明治15年（1882）～同45年（1912）、大正12年（1923）～昭和4年（1929）の計39冊が、有形文化財（古文書）として文化財指定されている。

今回、追加指定の候補とした資料の中で、簿冊3点については、以下のとおりである。

昭和5年（1930）は1年間を通して記録した簿冊であるが、昭和6年（1931）は1月より11月までを記録した簿冊である。当時の物価の推移や、当時の生活用具や食生活の様子が明らかとなる。

なお、残り1冊は「万控帳」の標題のみで内容の記載はなく、未使用であった。

また、状2点については、未使用の簿冊に挟み込まれた状態であった。いずれも、月ごとの合計支払い金額が記載され、1点は大正13年（1924）、もう1点は昭和5年（1930）～同6年（1931）のものである。

これらの5点の資料からは、物価の推移や、生活用具や食生活の様子が明らかとなり、既に判明している昭和4年までの内容を、さらに補う内容である。

### 2 指定について

（1）指定基準 「東京都千代田区指定文化財指定基準」のうち、以下の（1）（4）に相当する。

#### 第1 千代田区指定有形文化財

##### 古文書

古文書のうち、次のいずれかに該当するもの

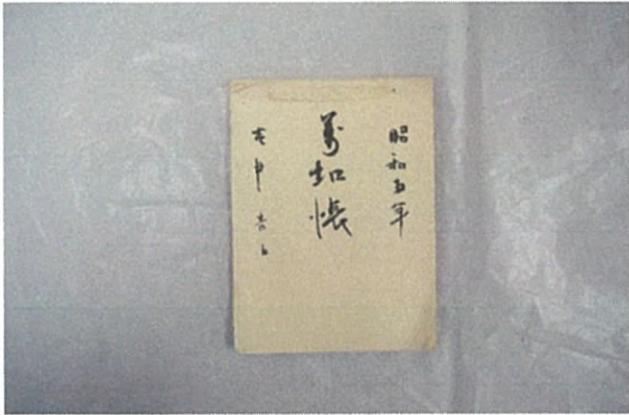
- （1）古文書類のうち歴史上若しくは学術上又は区の文化史上重要なもの
- （2）日記・記録類（絵画又は系図類を含む）のうち、その原本又はこれに準ずる写本で歴史上又は学術上重要なもの
- （3）木簡等のうち記録性が高く、学術的に価値の高いもの
- （4）区の歴史や文化に関係があり、とくに重要なもの

#### （2）指定理由

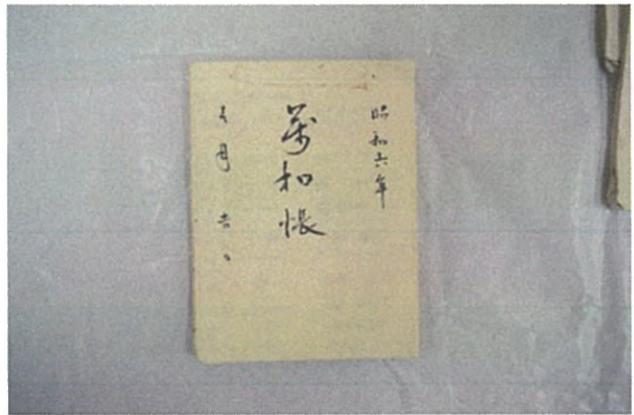
万控帳には、①英国公使館等の千代田区及びその周辺の諸施設の記事、②当時の物価の推移を示す記事、③当時の生活用具や食生活の一端を示す記事などが記載されている。震災・戦災により多くの資料が失われている千代田区において、明治から昭和初期までの千代田区内及びその周辺の生活の一端を知る上で、重要な資料

といえる。

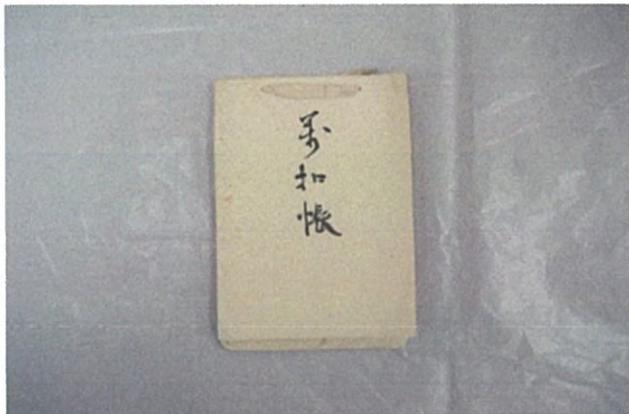
今回、追加指定する5点の資料からは、昭和5年及び翌6年の物価の推移や、当時の生活用具や食生活の様子が明らかとなり、既に判明している昭和4年までの内容を、さらに補う内容であることから、昭和初期の地域史を語るうえで貴重な資料である。



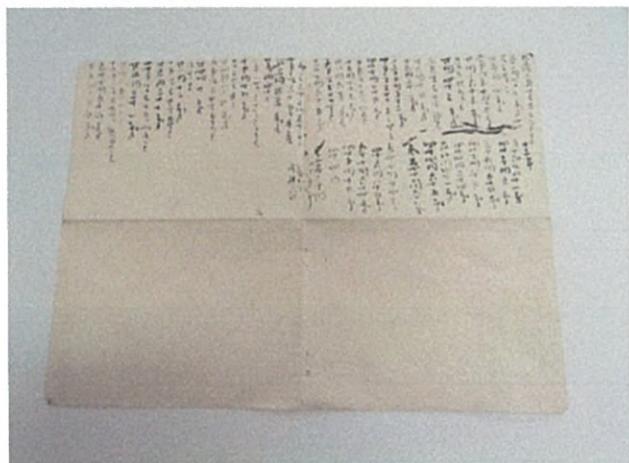
万控帳 (昭和5年)



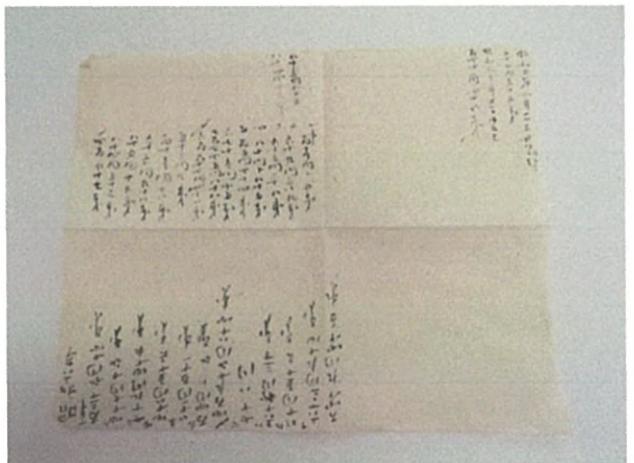
万控帳 (昭和6年)



万控帳 (年不詳)



状 (大正13年)



状 (昭和5年・6年)

千代田区特別登録文化財の登録について

千代田区特別登録文化財として下記1件を登録する。

記

1 千代田区特別登録有形文化財（建造物）

水準原点 1基、1棟  
附、附属標石3基

## 令和2年度千代田区新特別登録答申文化財

### 1 新特別登録答申文化財の概要

- 【種別】 有形文化財（建造物）  
【名称】 水準原点  
【員数】 原点1基、<sup>えんがい</sup>掩蓋1棟 附、附属標石3基  
【年代】 明治24年（1887）  
【所在地】 千代田区永田町一丁目1番 国会前庭内  
【所有者】 国土交通省（千代田区霞が関二丁目1番3号）  
【管理者】 国土交通省国土地理院関東地方測量部  
【概要】

地図作成のもととなる測量のうち、水準測量は、ある高さを基準に、高低差を比較しながら進めていくもので、その基準となる高さを定め、基点を設ける必要があった。

水準原点は、日本の水準測量における海拔25mの高さの基準点として設定されたものである。当時は、陸軍参謀本部の陸地測量部が担当したため、永田町一丁目の旧陸軍参謀本部内に設置された。戦後は、建設省（現、国土交通省）国土地理院が地図測量を引き継ぎ、現在は国土交通省の所有となっている。

水準原点自体は、棒状の水晶板に目盛りが刻まれたもので、明治24年（1891）5月に設けられた。なお、水準原点の基礎は、地下10m余りに及ぶコンクリート及び煉瓦造の基礎となっている。

また、明治24年（1891）6月に、この水準原点を保護するための建造物として石造平屋建でローマ風神殿建築に倣ったトスカーナ式オーダーをもつ建物（指定名称は、<sup>えんがい</sup>掩蓋）が完成している。設計者は佐立七次郎で、工部大学校造家学科でコンドルに師事した4人の日本人建築家の一人である。

なお、水準原点・<sup>えんがい</sup>掩蓋と同時期に設けられた附属標石3基（水準原点の代わりに測量基点となる補助測量点）も指定となっている。

### 2 特別登録について

（1）特別登録基準 「東京都千代田区特別登録文化財登録基準」のうち、以下のものに相当する。

#### 第1 千代田区特別登録文化財

1. 国及び都指定の文化財のうち、千代田区民にとって係わり合いの深いもので、次のいずれかに該当するもの

- （1）区の歴史的変遷を示すもの
- （2）時代的特色を示すもの
- （3）地域的特色を示すもの
- （4）社会生活のうえで特色を示すもの

## (2) 特別登録理由

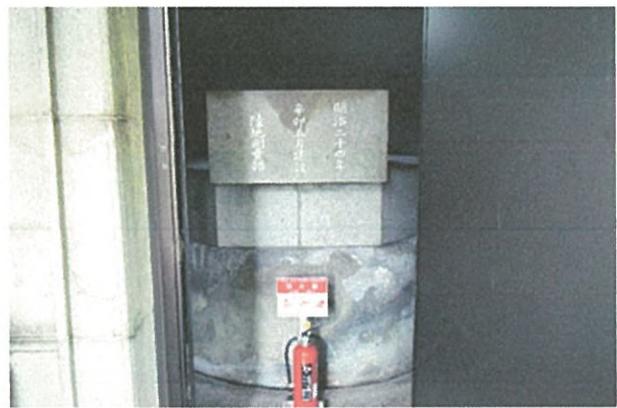
水準原点を保護するために建設された<sup>えんがい</sup>掩蓋については、「日本水準原点標庫」という名称で、当初は千代田区教育委員会が、ついで東京都教育委員会が有形文化財（建造物）として文化財指定をしていた（東京都による文化財指定段階で、千代田区特別登録有形文化財（建造物）として登録）。

このたび、令和元年12月27日に文化庁により、「<sup>えんがい</sup>掩蓋」に加え、「水準原点」、そして水準原点が機能しなくなった場合に備えた「附属標石」3基がまとめて、「水準原点」として重要文化財（建造物）に指定された。

重要文化財指定により東京都の文化財指定が解除となり、同時に千代田区の特別登録も解除となったが、所有者と協議を行った結果、千代田区の特別登録を継続することについて了解が得られたため。



水準原点の目盛（正面）



原点本体の上部（背面）

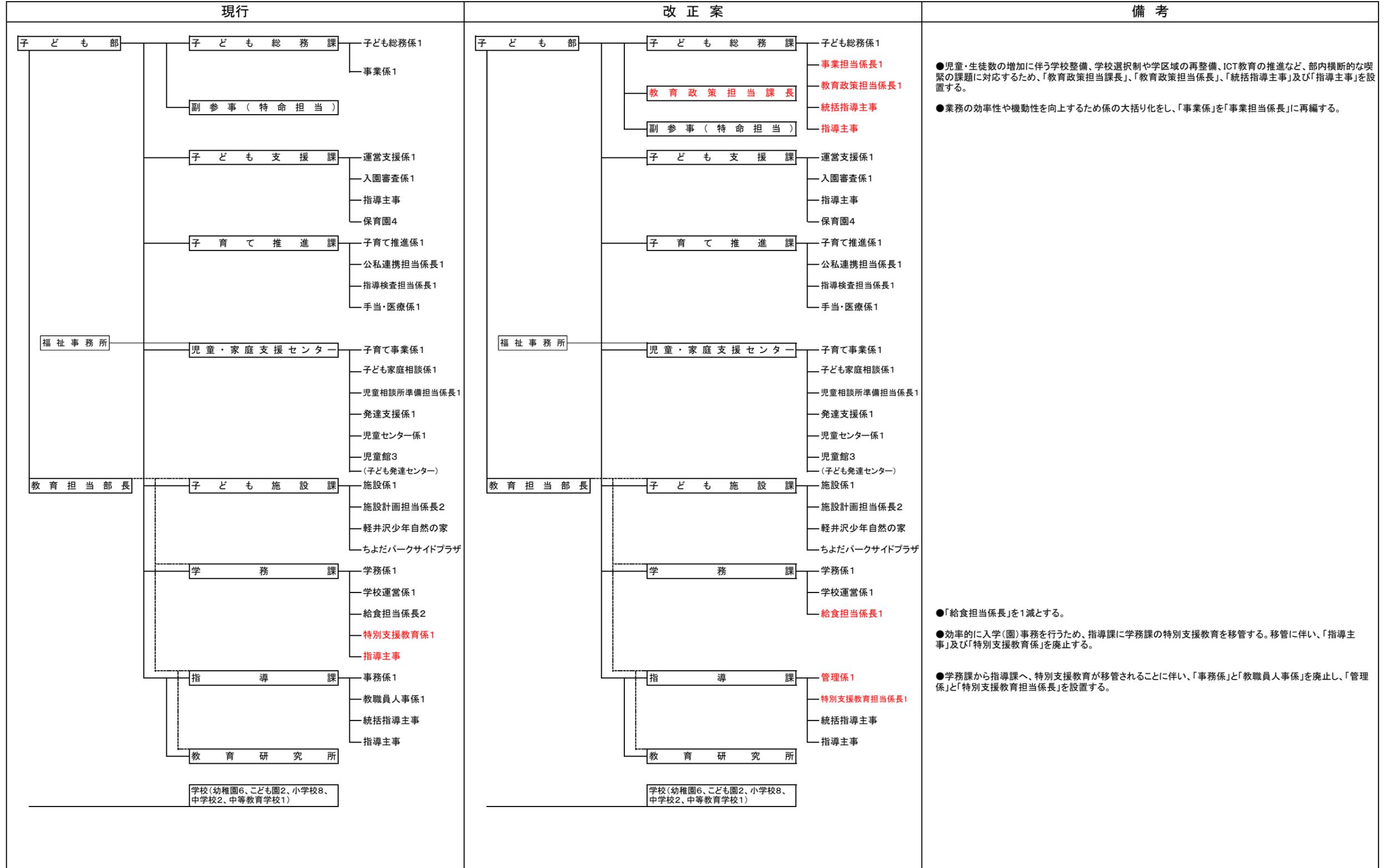


掩蓋（えんがい）



附属標石

令和3年度各部局組織新旧対照表[子ども部]



ポスト数	現行	3年度	増減
部長	2	2	0
課長	9	10	1
係	34	33	△1

※教育研究所(教育支援センター)はポスト数に参入しない。九段中等教育学校経営企画室長1を含む。  
 ※統括指導主事・指導主事は含めない。こども園(係長ポスト)3、九段中等教育学校経営企画室1を含む。

議案第●号

千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

千代田区教育委員会事務局処務規則（平成3年千代田区教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
<p>第1章 総則 （目的） 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定に基づき、千代田区教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織等に関し規定することを目的とする。 （事務局の分課） 第2条 事務局に次の部、課並びに係及び担当係長を置く。 子ども部 子ども総務課 子ども総務係 <u>事業担当係長</u> <u>教育政策担当係長</u> 子ども支援課 運営支援係 入園審査係 子育て推進課 子育て推進係 公私連携担当係長 指導検査担当係長 手当・医療係 子ども施設課 施設係 施設計画担当係長 学務課 学務係 学校運営係 給食担当係長  指導課  <u>管理係</u> <u>特別支援教育担当係長</u> （部、課及び係の長等） 第3条 部に部長を、課に課長を、係に係長を置き、教育委員会（以下「委員会」という。）がこれを命ずる。</p>	<p>第1章 総則 （目的） 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定に基づき、千代田区教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織等に関し規定することを目的とする。 （事務局の分課） 第2条 事務局に次の部、課並びに係及び担当係長を置く。 子ども部 子ども総務課 子ども総務係 <u>事業係</u>  子ども支援課 運営支援係 入園審査係 子育て推進課 子育て推進係 公私連携担当係長 指導検査担当係長 手当・医療係 子ども施設課 施設係 施設計画担当係長 学務課 学務係 学校運営係 給食担当係長 <u>特別支援教育係</u> 指導課 <u>事務係</u> <u>教職員人事係</u>  （部、課及び係の長等） 第3条 部に部長を、課に課長を、係に係長を置き、教育委員会（以下「委員会」という。）がこれを命ずる。</p>

<p>2 事務局に別表第1のとおり担当部長を、<u>別表第2のとおり担当課長を</u>置き、委員会がこれを命ずる。</p> <p>3 事務局に参事、副参事及び主任指導主事を置くことができる。参事、副参事及び主任指導主事は、委員会がこれを命ずる。</p> <p>4 課に担当係長を、係に主査を置くことができる。担当係長及び主査は、委員会がこれを命ずる。</p> <p>5 <u>指導課及び子ども総務課</u>に統括指導主事を置くことができる。統括指導主事は委員会がこれを命ずる。</p> <p>6 <u>指導課、子ども総務課及び子ども支援課</u>に指導主事を置き、委員会がこれを命ずる。 (部長等の職責)</p> <p>第4条 部長は、教育長の命を受け、事務局の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 担当部長は、教育長の命を受け、担当の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 参事は、教育長の命を受け、担当の事務を処理する。 (課長等の職責)</p> <p>第5条 課長は、上司の命を受け、課の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 担当課長、副参事及び主任指導主事は、上司の命を受け、担当の事務を処理する。 (係長等の職責)</p> <p>第6条 係長及び担当係長及び主査は、上司の命を受け、係の事務又は担当の事務を処理する。</p> <p>2 主査は、前項に掲げるもののほか、係長が出張、休暇その他の理由により不在であるときは、主査が係長に代わって、その事務を処理することができる。</p> <p>3 統括指導主事は上司の命を受け、指導主事を統括し、担当の事務を処理する。 (その他の職員の職責)</p> <p>第7条 前3条に定める職員以外の職員は、上司の命を受け、その事務に従事する。 第2章 事務分掌 (各課の分掌事務)</p> <p>第8条 部内各課の分掌事務等は、<u>別表第3</u>のとおりとする。 第3章 文書 (文書の取扱い)</p>	<p>2 事務局に別表第1のとおり担当部長を置き、委員会がこれを命ずる。</p> <p>3 事務局に参事、副参事及び主任指導主事を置くことができる。参事、副参事及び主任指導主事は、委員会がこれを命ずる。</p> <p>4 課に担当係長を、係に主査を置くことができる。担当係長及び主査は、委員会がこれを命ずる。</p> <p>5 指導課に統括指導主事を置くことができる。統括指導主事は委員会がこれを命ずる。</p> <p>6 <u>指導課及び子ども支援課並びに学務課</u>に指導主事を置き、委員会がこれを命ずる。 (部長等の職責)</p> <p>第4条 部長は、教育長の命を受け、事務局の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 担当部長は、教育長の命を受け、担当の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 参事は、教育長の命を受け、担当の事務を処理する。 (課長等の職責)</p> <p>第5条 課長は、上司の命を受け、課の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 担当課長、副参事及び主任指導主事は、上司の命を受け、担当の事務を処理する。 (係長等の職責)</p> <p>第6条 係長及び担当係長及び主査は、上司の命を受け、係の事務又は担当の事務を処理する。</p> <p>2 主査は、前項に掲げるもののほか、係長が出張、休暇その他の理由により不在であるときは、主査が係長に代わって、その事務を処理することができる。</p> <p>3 統括指導主事は上司の命を受け、指導主事を統括し、担当の事務を処理する。 (その他の職員の職責)</p> <p>第7条 前3条に定める職員以外の職員は、上司の命を受け、その事務に従事する。 第2章 事務分掌 (各課の分掌事務)</p> <p>第8条 部内各課の分掌事務等は、<u>別表第2</u>のとおりとする。 第3章 文書 (文書の取扱い)</p>
--	---

第9条 文書の收受、配付、処理及び施行については、千代田区文書管理規程（平成20年千代田区訓令第6号）の規定を準用する。

2 文書の整理、保管、保存及び廃棄については、千代田区文書管理規程の定めるところによる。

第4章 服務  
（職員の服務）

第10条 職員の服務については、千代田区職員服務規程（昭和47年千代田区訓令甲第6号）の定めるところによる。

別表第1（第3条関係）

職名
教育担当部長

別表第2（第3条関係）

職名
教育政策担当課長

別表第3（第8条関係）

課	分掌事務
子ども総務課	(1) 委員会の会議及び秘書事務に関すること。 (2) 委員会の事務事業の進行管理及び調整に関すること。 (3) 委員会の予算、決算の総括及び経理に関すること。 (4) 法規、規則、訓令、告示等に関すること。 (5) 公印に関すること。 (6) 文書に関すること。 (7) 教育財産及び児童福祉施設の財産管理に関すること。 (8) 総合教育会議の運営及び共育大綱の策定事務に関すること。 (9) 共育ビジョン及び共育推進計画に関すること。 (10) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価に関すること。 (11) 私立幼稚園並びに

第9条 文書の收受、配付、処理及び施行については、千代田区文書管理規程（平成20年千代田区訓令第6号）の規定を準用する。

2 文書の整理、保管、保存及び廃棄については、千代田区文書管理規程の定めるところによる。

第4章 服務  
（職員の服務）

第10条 職員の服務については、千代田区職員服務規程（昭和47年千代田区訓令甲第6号）の定めるところによる。

別表第1（第3条関係）

職名
教育担当部長

別表第2（第8条関係）

課	分掌事務
子ども総務課	(1) 委員会の会議及び秘書事務に関すること。 (2) 委員会の事務事業の進行管理及び調整に関すること。 (3) 委員会の予算、決算の総括及び経理に関すること。 (4) 法規、規則、訓令、告示等に関すること。 (5) 公印に関すること。 (6) 文書に関すること。 (7) 教育財産及び児童福祉施設の財産管理に関すること。 (8) 総合教育会議の運営及び共育大綱の策定事務に関すること。 (9) 共育ビジョン及び共育推進計画に関すること。 (10) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価に関すること。 (11) 私立幼稚園並びに

	<p>私立専修学校及び私立各種学校に関すること。</p> <p>(12) 教育の広報及び教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>(13) 学校及び児童福祉施設並びに子どもの安全・安心対策の総合調整に関すること。</p> <p>(14) <u>通学路に関すること。</u></p> <p>(15) P T A及び子ども110番連絡会に関すること。</p> <p>(16) 青少年委員に関すること。</p> <p>(17) 青少年問題協議会に関すること。</p> <p>(18) 青少年対策地区委員会に関すること。</p> <p>(19) その他青少年の健全育成に関すること。</p> <p>(20) 区長の補助機関たる職員に補助執行させた事務に関すること。</p> <p>(21) <u>教育政策に関すること。</u></p> <p>(22) 他の課に属しないこと。</p>
子ども支援課	<p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく保育の実施に関すること。</p> <p>(2) 児童福祉法に基づく保育所に係る運営費の支払い及び自己負担金の徴収に関すること。</p> <p>(3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく教育・保育給付及び施設等利用給</p>

	<p>私立専修学校及び私立各種学校に関すること。</p> <p>(12) 教育の広報及び教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>(13) 学校及び児童福祉施設並びに子どもの安全・安心対策の総合調整に関すること。</p> <p>(14) P T A及び子ども110番連絡会に関すること。</p> <p>(15) 青少年委員に関すること。</p> <p>(16) 青少年問題協議会に関すること。</p> <p>(17) 青少年対策地区委員会に関すること。</p> <p>(18) その他青少年の健全育成に関すること。</p> <p>(19) <u>次世代育成支援に係る国・都の交付金・補助金申請に関すること。</u></p> <p>(20) <u>子どもの遊び場事業に関すること。</u></p> <p>(21) 区長の補助機関たる職員に補助執行させた事務に関すること。</p> <p>(22) 他の課に属しないこと。</p>
子ども支援課	<p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく保育の実施に関すること。</p> <p>(2) 児童福祉法に基づく保育所に係る運営費の支払い及び自己負担金の徴収に関すること。</p> <p>(3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく教育・保育給付及び施設等利用給</p>

	<p>付に関する事。</p> <p>(4) 私立保育園及び認可外保育室等の助成に関する事。</p> <p>(5) <u>私立幼稚園の保護者負担軽減に関する事。</u></p> <p>(6) 保育園・こども園に関する事。</p> <p>(7) 保育園・こども園の職員（保育士・看護師）の人事及び服務に関する事。</p> <p>(8) 幼稚園の就園事務及び学級編制に関する事。</p> <p>(9) その他子ども支援に関する事。</p>
子育て推進課	<p>(1) 次世代育成支援対策の総合的な推進に関する事（<u>子ども・子育て支援事業計画の進行管理に関する事</u>及び次世代育成支援に係る国・都の交付金・補助金申請に関する事を含む。）</p> <p>(2) 子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例の推進に係る総合調整に関する事。</p> <p>(3) 保育施設の開設等に関する事。</p> <p>(4) 次世代育成支援行動計画策定奨励金の交付に関する事。</p> <p>(5) 赤ちゃん・ふらっとの開設及び周知に関する事。</p> <p>(6) <u>子どもの遊び場事業に関する事。</u></p> <p>(7) 保育所等の指導・監査に関する事。</p> <p>(8) 次世代育成に係る手当（児童手当・子ども</p>

	<p>付に関する事。</p> <p>(4) 私立保育園及び認可外保育室等の助成に関する事。</p> <p>(5) 保育園・こども園に関する事。</p> <p>(6) 保育園職員（保育士）の人事及び服務に関する事。</p> <p>(7) 幼稚園の就園事務及び学級編制に関する事。</p> <p>(8) その他子ども支援に関する事。</p>
子育て推進課	<p>(1) 次世代育成支援対策の総合的な推進に関する事（<u>次世代育成支援行動計画の進行管理に関する事</u>を含み、次世代育成支援に係る国・都の交付金・補助金申請に関する事を除く。）</p> <p>(2) 子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例の推進に係る総合調整に関する事。</p> <p>(3) 保育施設の開設等に関する事。</p> <p>(7) 次世代育成支援行動計画策定奨励金の交付に関する事。</p> <p>(8) 赤ちゃん・ふらっとの開設及び周知に関する事。</p> <p>(9) 保育所等の指導・監査に関する事。</p> <p>(4) 次世代育成に係る手当（児童手当・子ども</p>

	<p>手当を含む。)、児童育成手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。</p> <p>(9) 児童及びひとり親家庭等の医療費の助成に関すること。</p> <p>(10) 外国人学校児童・生徒保護者補助事業に関すること。</p>
子ども施設課	<p>(1) 学校施設及び児童福祉施設の維持管理に関すること。</p> <p>(2) 学校施設及び児童福祉施設の改築及び整備に関すること(中等教育学校の施設改修を含む。)</p> <p>(3) 旧今川中学校の暫定使用に関すること。</p> <p>(4) 小学校等複合施設との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 校外施設及び少年自然の家の管理運営に関すること。</p> <p>(6) ちよだパークサイドプラザの<u>管理運営</u>に関すること。</p> <p>(7) その他学校施設及び児童福祉施設に関すること。</p>
学務課	<p>(1) 学校の就学事務及び学級編制に関すること(幼稚園を除く。)</p> <p>(2) 就学援助等に関すること(幼稚園を除く。)</p> <p>(3) 奨学資金の案内に関すること。</p> <p>(4) 学納金調査及び学校の私費会計の点検に関すること。</p> <p>(5) 学校基本調査・教育人口統計調査・教育に関する調べに関すること。</p>

	<p>手当を含む。)、児童育成手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。</p> <p>(5) 児童及びひとり親家庭等の医療費の助成に関すること。</p> <p>(6) 外国人学校児童・生徒保護者補助事業に関すること。</p>
子ども施設課	<p>(1) 学校施設及び児童福祉施設の維持管理に関すること。</p> <p>(2) 学校施設及び児童福祉施設の改築及び整備に関すること(中等教育学校の施設改修を含む。)</p> <p>(3) 旧今川中学校の暫定使用に関すること。</p> <p>(4) 小学校等複合施設との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 校外施設及び少年自然の家の管理運営に関すること。</p> <p>(6) ちよだパークサイドプラザの<u>運営管理</u>に関すること。</p> <p>(7) その他学校施設及び児童福祉施設に関すること。</p>
学務課	<p>(1) 学校の就学事務及び学級編制に関すること(幼稚園を除く。)</p> <p>(2) 就学援助等に関すること(幼稚園を除く。)</p> <p>(3) 奨学資金の案内に関すること。</p> <p>(4) 学納金調査及び学校の私費会計の点検に関すること。</p> <p>(5) 学校基本調査・教育人口統計調査・教育に関する調べに関すること。</p>

	<p>(6) 学校職員及び保育園職員(栄養士)の人事及び服務に関すること。</p> <p>(7) 学校職員(教員を除く。)の研修(他の所管に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>(8) 学校運営予算の執行及び経理に関すること。</p> <p>(9) <u>学校の連合行事に関すること。</u></p> <p>(10) <u>校外学習に関すること。</u></p> <p>(11) 児童、生徒及び幼児の健康管理その他学校保健に関すること。</p> <p>(12) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること(九段中等を含む。)</p> <p>(13) 学校・保育園・こども園・幼稚園給食に関すること。</p> <p>(14) その他学校運営に関すること。</p>
指導課	<p>(1) 学校の教育指導に伴う事務に関すること。</p> <p>(2) <u>ICT学校教育システムの管理運営に関すること。</u></p> <p>(3) 教科書無償給与事務に関すること。</p> <p>(4) 教員の人事及び服</p>

	<p>(6) <u>通学路に関すること。</u></p> <p>(7) 学校職員及び保育園職員(栄養士)の人事及び服務に関すること。</p> <p>(8) 学校職員(教員を除く。)の研修(他の所管に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>(9) 学校運営予算の執行及び経理に関すること。</p> <p>(10) 児童、生徒及び幼児の健康管理その他学校保健に関すること。</p> <p>(11) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること(九段中等を含む。)</p> <p>(12) <u>特別支援教育の全体調整に関すること。</u></p> <p>(13) <u>就学支援委員会に関すること。</u></p> <p>(14) <u>個別指導計画に関すること。</u></p> <p>(15) 学校・保育園・こども園・幼稚園給食に関すること。</p> <p>(16) その他学校運営に関すること。</p>
指導課	<p>(1) 学校の教育指導に伴う事務に関すること。</p> <p>(2) <u>学校の連合行事に関すること。</u></p> <p>(3) <u>校外学習に関すること。</u></p> <p>(4) 教科書無償給与事務に関すること。</p> <p>(5) 教員の人事及び服</p>

<p>務に関すること。</p> <p>(5) 教職員の給与及び福利厚生に関すること。</p> <p>(6) 人事制度の調査研究に関すること。</p> <p>(7) 教育研究所の庶務に関すること。</p> <p>(8) 教育課程の管理の指導及び助言に関すること。</p> <p>(9) 学習指導及び生活指導に関すること。</p> <p>(10) 教員の研修の指導、助言及び実施に関すること。</p> <p>(11) 教科書採択に関すること。</p> <p>(12) 教科書以外の教材の取扱いその他学校の教育指導に関すること。</p> <p>(13) 中等教育学校の人事制度に関すること。</p> <p>(14) 中等教育学校の教育課程に関すること。</p> <p>(15) 保育園の保育内容に関すること。</p> <p>(16) <u>特別支援教育の全体調整に関すること。</u></p> <p>(17) <u>就学支援委員会に関すること。</u></p> <p>(18) <u>個別指導計画に関すること。</u></p> <p>(19) 適応指導教室に関すること。</p> <p>(20) 特命事項に関すること。</p>	<p>務に関すること。</p> <p>(6) 教職員の給与及び福利厚生に関すること。</p> <p>(7) 人事制度の調査研究に関すること。</p> <p>(8) 教育研究所の庶務に関すること。</p> <p>(9) 教育課程の管理の指導及び助言に関すること。</p> <p>(10) 学習指導及び生活指導に関すること。</p> <p>(11) 教員の研修の指導、助言及び実施に関すること。</p> <p>(12) 教科書採択に関すること。</p> <p>(13) 教科書以外の教材の取扱いその他学校の教育指導に関すること。</p> <p>(14) 中等教育学校の人事制度に関すること。</p> <p>(15) 中等教育学校の教育課程に関すること。</p> <p>(16) 保育園の保育内容に関すること。</p> <p>(17) 適応指導教室に関すること。</p> <p>(18) 特命事項に関すること。</p>
--	---

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

千代田区立中等教育学校の経営企画室に関する規程の一部を改正する訓令

千代田区立中等教育学校の経営企画室に関する規程（平成25年千代田区教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、千代田区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年千代田区教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）第24条に規定する千代田区立中等教育学校の経営企画室（以下「室」という。）の事務等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第2条 室の事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>（1） 学校経営計画、企画調整会議その他学校経営に関すること。</p> <p>（2） <u>学校経営評議会に関すること。</u></p> <p>（3） <u>広報及び広聴に関すること。</u></p> <p>（4） <u>学事に関すること。</u></p> <p>（5） <u>就学奨励に関すること。</u></p> <p>（6） <u>就学支援金に関すること。</u></p> <p>（7） <u>公印の管理に関すること。</u></p> <p>（8） <u>情報公開及び個人情報の保護に係る連絡調整に関すること。</u></p> <p>（9） <u>公文書の收受、配付、発送、編さん及び保存に関すること。</u></p> <p>（10） <u>予算、決算、会計及び契約に関すること。</u></p> <p>（11） <u>物品の管理に関すること。</u></p> <p>（12） <u>使用料及び手数料その他歳入の調定に関すること。</u></p> <p>（13） <u>学校徴収金に関すること。</u></p> <p>（14） <u>施設、設備その他の財産の維持管理に関すること。</u></p> <p>（15） <u>学校の環境整備に関すること。</u></p> <p>（16） <u>前各号のほか、校長が必要と認めること。</u></p> <p>（経営企画室の組織）</p> <p>第3条 規則第25条第3項の規定により室に置くことができる担当係長は、管理担当係長とする。</p> <p>（経営企画室の所属職員）</p> <p>第4条 室の所属職員は、次の各号に定める</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、千代田区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年千代田区教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）第24条に規定する千代田区立中等教育学校の経営企画室（以下「室」という。）の事務等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第2条 室の事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>（1） 学校経営計画、企画調整会議その他学校経営に関すること。</p> <p>（2） <u>広報及び広聴に関すること。</u></p> <p>（3） <u>学事に関すること。</u></p> <p>（4） <u>就学奨励に関すること。</u></p> <p>（5） <u>公印の管理に関すること。</u></p> <p>（6） <u>情報公開及び個人情報の保護に係る連絡調整に関すること。</u></p> <p>（7） <u>公文書の收受、配付、発送、編さん及び保存に関すること。</u></p> <p>（8） <u>予算、決算、会計及び契約に関すること。</u></p> <p>（9） <u>物品の管理に関すること。</u></p> <p>（10） <u>使用料及び手数料その他歳入の調定に関すること。</u></p> <p>（11） <u>学校徴収金に関すること。</u></p> <p>（12） <u>施設、設備その他の財産の維持管理に関すること。</u></p> <p>（13） <u>学校の環境整備に関すること。</u></p> <p>（14） <u>前各号のほか、校長が必要と認めること。</u></p> <p>（経営企画室の組織）</p> <p>第3条 規則第25条第3項の規定により室に置くことができる担当係長は、管理担当係長とする。</p> <p>（経営企画室の所属職員）</p> <p>第4条 室の所属職員は、次の各号に定める</p>

<p>職員とする。</p> <p>(1) 教育委員会（以下「委員会」という。）の所属職員のうちから委員会が配属する職員</p> <p>(2) 規則第6条の3第3項に規定する都費負担事務職員等</p> <p>(3) その他別に定める職員 （職員の職名）</p> <p>第5条 室に置く職員の職名は、職層名及び職務名による。</p> <p>2 職層名は、副参事及び主事とする。</p> <p>3 職務名は、一般事務とする。ただし、委員会が指定する職員の職務名については、委員会が指定する名称による。</p> <p>4 副参事は経営企画室長（以下「室長」という。）の、主事はその他の職員の職層名とする。 （職員の職責）</p> <p>第6条 室長は、校長の命を受け、室の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 係長は、室長の命を受け、係の事務を処理する。</p> <p>3 担当係長は、上司の命を受け、室の事務のうち担任の事務を処理する。</p> <p>4 前3項に定める職員以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。</p> <p>附 則 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。</p>	<p>職員とする。</p> <p>(1) 教育委員会（以下「委員会」という。）の所属職員のうちから委員会が配属する職員</p> <p>(2) 規則第6条の3第3項に規定する都費負担事務職員等</p> <p>(3) その他別に定める職員 （職員の職名）</p> <p>第5条 室に置く職員の職名は、職層名及び職務名による。</p> <p>2 職層名は、副参事及び主事とする。</p> <p>3 職務名は、一般事務とする。ただし、委員会が指定する職員の職務名については、委員会が指定する名称による。</p> <p>4 副参事は経営企画室長（以下「室長」という。）の、主事はその他の職員の職層名とする。 （職員の職責）</p> <p>第6条 室長は、校長の命を受け、室の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 係長は、室長の命を受け、係の事務を処理する。</p> <p>3 担当係長は、上司の命を受け、室の事務のうち担任の事務を処理する。</p> <p>4 前3項に定める職員以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。</p> <p>附 則 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。</p>
<p>備 考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

附 則  
この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

## 文化財保護行政の主な取組状況について

### 1 文化財保護行政の主な課題とその取組状況

区は、「平成31年度一般会計予算」附帯決議の文化財保護行政の取組に関する指摘事項、文化財保存・活用特別委員会の中での議論を踏まえ、令和元年度は「文化財保護行政・施策の推進の体制整備」を、令和2年度は「文化財保護事業運営」を組織目標に挙げ、文化財保護行政の様々な課題解決に取り組んできている。

その主な取組み状況は下記の通りである。

令和元年度は課題の把握、令和2年度は収蔵システムの導入をはじめ、指定文化財台帳の整備やデータベース化、収蔵資料の整理等を進めてきている。

主な取組み事項	R1	R2	R3	R4	備考
① 文化財の収集と保存の方針策定 ⇒「千代田区文化財関係資料取扱要綱(案)」として作成中					R3.4.1 施行予定 項番2参照
② 文化財の総合調査の実施					令和3年度以降「千代田区文化財保存活用地域計画」策定の中で実施予定
③ 文化財保存・活用地域計画の策定					区における文化財の保存・活用に関する方針 R3～R5の3か年で策定予定
④ 指定文化財台帳の整備					R2 収蔵システムを導入、データ入力。11月以降HPで公開を開始。
⑤ 収蔵資料の整理、データベース化					収蔵システムに資料のデータ入力を進め、順次HPで公開していく。
⑥ 専門知見を有する学芸員の確保					R2 文化財担当課長及び事務職1名増 R3 埋文担当学芸員1名増予定
⑦ 文化財の収蔵・展示環境の施設整備					R1 ガス式手動消火器導入、収蔵庫24時間空調の検証 R2 環境調査を実施、R3 構造調査・改修の検討 R2～R3 展示ケースを購入予定。
⑧ 文化財保護・保存のための財源確保					文化庁補助金の活用等 例) コロナ対策経費、事業実施経費

⑨ 計画的な文化財の修理							文化財保護審議会 諮問・答申を経て、指定文化財を中心に実施
⑩ 文化財保護審議会の役割の明確化と機能強化							地域計画策定の中で取り組んでいく予定

**2 千代田区文化財関係資料取扱要綱（案）について**

(1) 策定の目的

千代田区文化財保護条例第1条にある目的を達成するため。

(2) 策定の経緯

これまで区は、千代田区文化財保護条例に基づき、文化財をはじめとする様々な資料を収集し、保存・管理するとともに、積極的に活用を行ってきた。しかし、文化財関係資料に関する収集、寄託・寄贈、特別利用などの取扱いについて、明確な方針や規則がなかった。そこで、区の文化財関係資料を適切に保存・管理し、公開・活用に供していくため、文化財関係資料の取扱いについて必要な事項を要綱として定める。

(3) 要綱の主な内容

- 第1章 総則 文化財関係資料の定義、収集方法、収集基準、収集の範囲等
- 第2章 寄贈 寄贈の手続き、経費負担等
- 第3章 寄託 寄託の手続き、寄託の条件、保管等
- 第4章 借用 借用の手続き、経費の負担、保管等
- 第5章 貸出 貸出の手続き、貸出許可の条件等
- 第6章 特別利用 特別利用の許可、手続き等
- 第7章 除籍 除籍に該当する資料等

(4) 施行日（予定）

令和3年4月1日

(5) 添付資料

- 資料1 千代田区文化財保護条例
- 資料2 千代田区文化財関係資料取扱要綱（案）

## 参 考

### 1 千代田区文化財保護条例

(目的)

第1条 この条例は、千代田区（以下「区」という。）の区域内に存する文化財が、郷土の歴史、文化の正しい理解のために欠くことのできない貴重な財産であり、かつ、広く全国的及び国際的に区民の誇りであることにかんがみ、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって郷土の文化の発展に貢献することを目的とする。

### 2 文化財保護法 第182条第2項

(地方公共団体の事務)

第182条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

○千代田区文化財保護条例

昭和 58 年 11 月 24 日条例第 26 号

改正

平成 17 年 10 月 13 日条例第 39 号

千代田区文化財保護条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 文化財の特別登録（第 5 条・第 6 条）
- 第 3 章 文化財の指定及び管理（第 7 条—第 12 条）
- 第 4 章 教育委員会の指導等（第 13 条—第 20 条）
- 第 5 章 千代田区文化財保護審議会（第 21 条—第 29 条）
- 第 6 章 雑則（第 30 条—第 32 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

**第 1 条** この条例は、千代田区（以下「区」という。）の区域内に存する文化財が、郷土の歴史、文化の正しい理解のために欠くことのできない貴重な財産であり、かつ、広く全国的及び国際的に区民の誇りであることにかんがみ、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 182 条第 2 項の規定に基づき、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて郷土の文化の発展に貢献することを目的とする。

（定義）

**第 2 条** この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- （1）有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）及び考古資料その他学術上価値の高い歴史資料
- （2）無形文化財 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの

- (3) 有形民俗文化財 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習又は民俗芸能に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で生活の推移の理解のため欠くことのできないもの
  - (4) 無形民俗文化財 前号に掲げる風俗慣習又は民俗芸能で生活の推移の理解のため欠くことのできないもの
  - (5) 史跡 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの
  - (6) 名勝 庭園、橋りょうその他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの
  - (7) 天然記念物 動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いもの
- (区の責務)

**第3条** 区は、文化財が将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを深く認識し、その保存及び活用が適切に行われるよう努めなければならない。

2 千代田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、文化財に関する事務をつかさどり、文化財の保護に関する情報の収集及び提供その他の措置を執り、区民の文化財保護に関する意識の高揚と自主的活動の育成に努めなければならない。

3 教育委員会は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(区民等の責務)

**第4条** 区民は、文化財の保護に努めるとともに、区がこの条例の目的を達成するために行う施策に誠実に協力しなければならない。

2 文化財を所有し、保持し、又は管理等を行つている個人又は団体（以下「所有者等」という。）は、文化財が貴重な公共的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 文化財の所有者等以外の者で、文化財の保存に影響がある行為をしようとするもの（以下「事業者」という。）は、区が文化財の保存に関し行う助言又は指導を尊重しなければならない。

## 第2章 文化財の特別登録

(特別登録)

**第5条** 教育委員会は、法及び東京都文化財保護条例（昭和51年東京都条例第25号。以下「都条例」という。）の規定により指定を受けた文化財のうち、区民にとって深い関わり合いを有するものを、第2条の区分により千代田区特別

登録文化財（以下「区特別登録文化財」という。）として登録することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を告示するとともに、所有者等に通知する。

（特別登録の解除）

**第6条** 教育委員会は、区特別登録文化財が滅失したときその他特別の理由があるときは、前条第1項の規定による登録を解除することができる。

- 2 区特別登録文化財について、法又は都条例による指定の解除がなされたときは、前条第1項の規定による登録は、解除されたものとみなす。
- 3 教育委員会は、前2項の規定による登録を解除したときは、その旨を告示するとともに、所有者等に通知する。

### 第3章 文化財の指定及び管理

（指定）

**第7条** 教育委員会は、法及び都条例の規定により指定を受けた文化財以外の文化財のうち区にとつて特に重要なものを、第2条の区分により千代田区指定文化財（以下「区指定文化財」という。）として指定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による指定に当たっては、あらかじめ当該文化財の所有者等の同意を得なければならない。ただし、所有者等が明らかでないときは、この限りでない。
- 3 教育委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するとともに、所有者等に通知する。

（指定の解除）

**第8条** 教育委員会は、区指定文化財が滅失したときその他特別の理由があるときは、前条第1項の規定による指定を解除することができる。

- 2 区指定文化財が、法又は都条例による指定を受けたときは、前条第1項の規定による指定は、解除されたものとみなす。
- 3 教育委員会は、前2項の規定による指定を解除したときは、その旨を告示するとともに、所有者等に通知する。

（所有者等の管理義務）

**第9条** 区指定文化財の所有者等は、この条例及びこの条例に基づく千代田区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）の定めるところにより当該区指定文化財を適切に管理し、その保護に努めなければならない。

（現状変更等の事前協議）

**第10条** 所有者等及び事業者は、区指定文化財に関し、現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）をしようとするときは、あらかじめ教育委員会に届出をし、協議しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による協議が整わない間に、所有者等又は事業者が現状変更等をしようとするときは、その中止を求めることができる。

(所有者変更等の届出)

**第11条** 区指定文化財の所有者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(1) 所有者等の変更があつたとき。

(2) 所有者等の氏名若しくは名称又は住所の変更があつたとき。

(3) 区指定文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗難にあつたとき。

(4) 区指定有形文化財等（区指定文化財のうち無形文化財及び無形民俗文化財を除いたものをいう。以下同じ。）の所在の場所を変更しようとするとき。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

**第12条** 区指定文化財の所有者等が変更したときは、新所有者等は、当該区指定文化財に関しこの条例に基づいて行う教育委員会の指導その他の処分に係る旧所有者等の権利義務を承継する。

#### 第4章 教育委員会の指導等

(保存の措置)

**第13条** 教育委員会は、文化財の保存のため必要があると認めるときは、自ら調査し、その記録を作成する等その保存及び活用のため適切な措置をとらなければならない。

(公開)

**第14条** 教育委員会は、区指定文化財の所有者等に対し、当該区指定文化財の出品又は公開を求めることができる。

2 前項の出品又は公開の期間は、所有者等との同意に基づく期間とする。

(助言及び指導)

**第15条** 教育委員会は、文化財の保存及び活用のため必要があると認めるときは、所有者等又は事業者に対し、助言又は指導をすることができる。

(調査)

**第16条** 教育委員会は、区指定文化財を保護するため必要があると認めるときは、所有者等又は事業者に対し、当該区指定文化財の現状又は管理等について報告を求め、又は所属職員が、当該区指定文化財の所在場所に立入調査することを求めることができる。

(措置要求)

**第17条** 教育委員会は、区指定文化財の管理が適切でないため当該区指定文化財が滅失、き損又は盗難の恐れがあると認めるときは、所有者等に対し、管理

方法の改善、保存施設の設置その他当該区指定文化財の管理に関し必要な措置を求めることができる。

- 2 教育委員会は、区指定有形文化財等がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者等に対し、修理等の措置を求めることができる。

(経費の負担)

**第 18 条** 区は、区指定文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費について必要があると認めるときは、予算の範囲内で当該経費を負担することができる。

(経費の返還等)

**第 19 条** 前条の規定による経費の負担を受ける者が、次の各号の一に該当するときは、区は、当該経費を負担せず、又は既に負担した経費の返還を命ずることができる。

- (1) 管理、修理又は復旧に関し法令に違反したとき。
- (2) 経費の負担を受けた目的以外の目的に経費を使用したとき。
- (3) 不正の手段により経費の負担を受け、又は受けようとしたとき。

(有償譲渡の場合の納付金)

**第 20 条** 第 18 条の規定により経費の負担を受けた区指定有形文化財等の所有者等又はその相続人若しくは受贈者は、修理等の必要な措置が行われた後、当該区指定有形文化財等を有償で譲り渡した場合においては、教育委員会で定める金額を区に納付しなければならない。

- 2 区の負担により修理等の必要な措置が行われた後、当該区指定有形文化財等を区に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、区は、前項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

## 第 5 章 千代田区文化財保護審議会

(設置)

**第 21 条** 文化財の適切な保存及び活用を図るため、教育委員会に千代田区文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第 22 条** 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、教育委員会に答申する。

(審議会への諮問)

**第 23 条** 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

- (1) 区特別登録文化財の登録及びその解除
- (2) 区指定文化財の指定及びその解除

(3) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

**第24条** 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 審議会の委員は、文化財に関し専門の学識を有する者及び豊富な経験と見識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

**第25条** 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第26条** 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

**第27条** 審議会は、会長が招集する。

(会議)

**第28条** 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員全員の一致によるものとする。

(専門調査員)

**第29条** 審議会に専門的事項を調査研究するため、専門調査員及び臨時専門調査員を置くことができる。

## 第6章 雑則

(標識等の設置)

**第30条** 教育委員会は、区の区域内に存する文化財のうち必要があると認めるものについては、当該文化財の所有者等の同意を得て、標識又は説明板を設置することができる。

(文化財保護調査員)

**第31条** 文化財について、その所在及び保存状況を調査するとともに、文化財保護思想の普及を図るため、教育委員会に文化財保護調査員を置く。

(委任)

**第32条** この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

### 附 則

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

### 附 則 (平成17年10月13日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

千代田区文化財関係資料取扱要綱（案）

令和 3 年 月 日 2 千地文振発第 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 6 条）
- 第 2 章 寄贈（第 7 条－第 10 条）
- 第 3 章 寄託（第 11 条－第 17 条）
- 第 4 章 借用（第 18 条－第 23 条）
- 第 5 章 貸出（第 24 条－第 28 条）
- 第 6 章 特別利用（第 29 条－第 33 条）
- 第 7 章 除籍（第 34 条）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、千代田区文化財保護条例（昭和 58 年千代田区条例第 26 号。以下「条例」という。）第 1 条の目的を達成するため、文化財関係資料の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、文化財関係資料とは、条例第 2 条に規定する文化財及びそれに関連する書籍、写真、複製品、電磁的記録（デジタルデータ）等の諸資料で、千代田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が収集し、保存及び活用するものをいう。

- 2 寄贈とは、個人または団体（以下「個人等」という。）の所有する資料を、条例第 1 条に規定する目的に供するため、教育委員会に無償で所有権を移転することをいう。
- 3 寄託とは、個人等が所有する資料の保管を、教育委員会に委任することをいい、文化財関係資料のうち、委任された資料を寄託資料という。
- 4 収蔵とは、寄贈、購入、移管等によって収集した文化財関係資料に教育委員会が収蔵番号を付与し、収蔵資料台帳に登録して適切に保管することをいい、登録された資料を収蔵資料という。
- 5 借用とは、調査研究、展示、教育普及活動等に必要なとき、教育委員会が所有者又は

管理者（以下「所有者等」という。）に依頼して、所有者等が所有又は管理する資料を借用することをいい、文化財関係資料のうち、借用した資料を借用資料という。

- 6 特別利用とは、収蔵資料又は寄託資料（以下「収蔵資料等」という。）の閲覧、模写、複写（写真撮影）、写真原板を用いての印画作成（以下「閲覧等」という。）並びに写真資料、視聴覚資料及び模写又は複写（写真撮影）によって生成された収蔵資料等に係るデジタルデータ（以下「写真資料等」という。）の公開又は掲載（以下「公開又は掲載」という。）をいう。
- 7 除籍とは、収蔵資料を、収蔵資料台帳から除去することをいう。

#### （収集の方法）

第3条 文化財関係資料の収集は、寄贈、購入、移管等によって行う。ただし、恒久的な保全が必要な資料で、所有者等において管理することが困難であると認められるものである場合は、当該所有者等からの申し出により、これを寄託により収集することができる。

#### （収集の基準）

第4条 教育委員会が収集する文化財関係資料とは、調査研究、展示、教育普及活動、閲覧等に供する千代田区（以下「区」という。）に関する次に掲げる資料とする。

- （1）考古・歴史・地理に関する資料
- （2）生活・民俗・信仰に関する資料
- （3）文化・芸術に関する資料
- （4）教育に関する資料
- （5）自然に関する資料
- （6）その他、区に関する資料

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認める資料については、これを収集するものとする。

#### （収集の範囲）

第5条 収集する文化財関係資料の時代的範囲は、近世初期から現在までとする。ただし、これを補完する中世以前又は未来に係るものも収集対象とする。

- 2 収集する文化財関係資料の地域的範囲は、おおむね現在の区の区域とする。ただし、関連を有する場合には現在の区の区域外に及ぶものとする。
- 3 収集する文化財関係資料は、実物資料（一次資料）のほか、拓本、写真、複製品等の二次資料や、当該資料に関連する電磁的記録（デジタルデータ）、映像及び音源等の視聴覚資料を含むものとする。

#### （意見の聴取）

第6条 教育委員会は、文化財関係資料の収集に当たって必要があると認められる場合は、あらかじめ条例第21条の規定に基づき設置された千代田区文化財保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くことができる。

2 教育委員会は、収集する文化財関係資料について事前に調査、鑑定評価等の必要があると認める場合には、学識経験者等の意見を徴することができるものとする。

## 第2章 寄贈

（寄贈の手続）

第7条 教育委員会に資料を寄贈しようとする者（以下「寄贈者」という。）は、資料寄贈申請書（第1号様式）を教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、寄贈者からの資料の寄贈を承諾し当該資料を受納した場合は、寄贈者に対して、資料受贈書（第2号様式）を交付するものとする。

（寄贈経費の負担）

第8条 寄贈に要する経費は、寄贈者が負担するものとする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

（条件付寄贈の禁止）

第9条 教育委員会は、条件付寄贈は受けないものとする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

（寄贈資料返却の禁止）

第10条 教育委員会に寄贈された文化財関係資料は、理由のいかんにかかわらず返却しないものとする。

## 第3章 寄託

（寄託の手続）

第11条 教育委員会に文化財関係資料を寄託しようとする者（以下「寄託者」という。）は、資料寄託申請書（第3号様式）を教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、寄託者からの文化財関係資料の寄託を承諾し、当該資料を受託した場合は、寄託者に対して、資料受託書（第4号様式）を交付するものとする。

（寄託経費の負担）

第12条 寄託に要する経費は、寄託者が負担するものとする。ただし、教育委員会が必要

と認めた場合は、この限りでない。

(寄託の条件)

第13条 教育委員会が寄託を受ける際の条件は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会は、寄託者の承諾を得た上で、寄託資料の展示、図録の作成、公開・掲載等を行うことができる。
- (2) 教育委員会が撮影した写真、図録等を使用する権利は教育委員会に帰属し、寄託資料を寄託者に返却した後であっても使用できるものとする。
- (3) 教育委員会が寄託資料を公開する際は、寄託者の氏名を明記するものとする。ただし、寄託者から申し出のあった場合は、この限りでない。
- (4) 寄託者は、寄託資料の管理、閲覧、複写等については、教育委員会に一任するものとする。

(寄託期間)

第14条 寄託資料の寄託期間は、2年以内とする。ただし、寄託者が寄託の継続を希望する場合は、これを更新することができる。

- 2 寄託者からの資料返却の申し出は、原則として返却を希望する日の1か月前までに教育委員会に行うものとする。なお、返却日については、教育委員会と協議の上で決定する。

(寄託資料の保管)

第15条 寄託資料は、原則として千代田区立日比谷図書文化館（以下「日比谷図書文化館」という。）において、収蔵資料と同様に保管するものとする。

(寄託資料保管の責任)

第16条 寄託資料に損害が生じたときは、教育委員会はその責めを負わなければならない。ただし、天災地変等の不可抗力により教育委員会の責めに帰すことができない事由によって生じた損害又は寄託者の責に帰すべき事由によって生じた損害は、この限りでない。

(所有者等の変更)

第17条 寄託資料の所有者等に変更があったとき、又は所有者等の氏名、住所等に変更があったときは、所有者等（所有者等に変更があった場合は変更後の所有者等）は、所有権等の移転その他氏名、住所等の変更を証明する書類を資料受託書に添えて、教育委員会に提出し、資料受託書の更新を受けなければならない。

## 第4章 借用

(借用の手続)

第 18 条 教育委員会は、文化財関係資料として資料の借用を必要とする場合には、所有者等に対して書面により申請し、承諾を得なければならない。

2 教育委員会は、文化財関係資料として資料を借用した場合は、所有者等に対して資料借用書（第 5 号様式）を発行するものとする。ただし、所有者等が所定の様式を有している場合は、それによる。

3 教育委員会は、借用に要する経費を負担するものとする。

(借用資料の保管)

第 19 条 借用資料は、日比谷図書文化館において、収蔵資料と同様に保管するものとする。

(借用資料保管の責任)

第 20 条 借用資料に損害が生じたときは、教育委員会はその責めを負わなければならない。ただし、天災地変等の不可抗力により教育委員会の責めに帰すことができない事由によって生じた損害又は寄託者の責に帰すべき事由によって生じた損害は、この限りでない。

(所有者等の変更)

第 21 条 借用資料の所有者等に変更があったとき、又は所有者等の氏名、住所等に変更があったときは、所有者等（所有者等に変更があった場合は変更後の所有者等）は、所有権等の移転その他氏名、住所等の変更を証明する書類を資料借用書に添えて、教育委員会に提出し、資料借用書の更新を受けなければならない。

(借用書の再交付)

第 22 条 教育委員会は、所有者等から、資料借用書を亡失し、又は著しく破損したという申し出を受けた際には、速やかに資料借用書の再交付をするものとする。

(借用資料の返却)

第 23 条 借用資料の返却は、資料借用書と引換えに行い、返却を受けた所有者等は、資料借用書の返却確認欄に記名するものとする。

2 借用期間内に返却するときは、所有者等と協議の上これを行うものとする。

3 借用期間内に返却できないときは、所有者等と協議するものとする。

4 教育委員会は、借用資料の返却に要する経費を負担するものとする。

## 第 5 章 貸出

(貸出)

第 24 条 教育委員会は、教育、学術又は文化に関する機関、団体等が行う事業で、教育委員会が適当と認めるものであるときは、当該機関、団体等に対し、収蔵資料等の貸出を許可できるものとする。ただし、貸出を受けようとする資料が、寄託資料の場合には、寄託資料利用承諾書（第 6 号様式）をもって、寄託者の承諾を得なければならない。

2 前項の許可は、当該許可に係る収蔵資料等が次の各号のいずれかに該当するときは、これをしないものとする。

- (1) 主目的が営利であるとき。
- (2) 搬送方法、保管環境、公開環境、防災・警備体制等について、不十分と考えられるとき。
- (3) 収蔵資料等に関する事実認定や評価等について、誤った表示や解説を行う等、資料の不適切な使用が想定される時。
- (4) その他、教育委員会が収蔵資料等を貸出することが適当でないとき。

(貸出の手続)

第 25 条 収蔵資料等の貸出を受けようとする者は、あらかじめ貸出許可申請書（第 7 号様式）を教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。なお、貸出を受けようとする資料が、区指定文化財である場合には、条例第 11 条の規定に基づき、別途教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の許可は、貸出許可書（第 8 号様式）を交付して行うものとする。

3 第 1 項の許可を受けた者（以下「借受者」という。）は、貸出の際、貸出許可書を提示しなければならない。

4 収蔵資料等の貸出の期間は、原則 90 日以内とする。ただし、借受者から貸出期間の延長の申請があった場合は、延長を許可することができる。

5 貸出時には資料借用書（第 9 号様式）を教育委員会に提出し、資料借用書は資料の返却を受けた際に、引換えに返却するものとする。

(貸出許可の条件)

第 26 条 教育委員会は、収蔵資料等の貸出を許可する場合には、当該資料の管理等について、次に掲げる条件その他必要な条件を付するものとする。

- (1) 借受者は、貸出を受けた資料（以下「貸出資料」という。）を善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (2) 貸出資料の取扱いは、学芸員又はこれと同等と認められる者が行うこと。
- (3) 貸出資料の貸出、保管及び返納に要する費用は、すべて借受者の負担とすること。
- (4) 借受者は、貸出資料の利用目的以外の用に供してはならないこと。また、使用状態を証明又は確認できる成果品を提出すること。
- (5) 展示する場合には、原則ケース内とし、「千代田区教育委員会所蔵」等の旨を明示す

ること。

- (6) 借受者において、貸出条件に違反する行為があるとき、又は特別の事由が生じたときは、貸出期間中であっても貸出を取り消す場合があること。
- (7) 前号の場合において、生じた借受者又は第三者の損害については、教育委員会はその責めを負わないものであること。
- (8) 貸出資料のうち、区指定文化財のほか、あらかじめ教育委員会が指定した資料については、借受者において損害保険をかけなければならないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、文化財行政を所管する課長又はその者が指定した者の指示に従うこと。

(貸出資料の返却)

第 27 条 貸出資料の返却は、文化財行政を所管する課長又はその者が指定した者が当該資料を点検し、異状のないことを確認した後、資料借用書と引換えに行い、返却確認欄に記名するものとする。

(貸出資料の損害賠償)

第 28 条 借受者は、資料を亡失し、又は資料の損傷を発見したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

- 2 借受者の責めに帰すべき事由により、資料を亡失し、又は損傷したと教育委員会が確認した場合には、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

## 第 6 章 特別利用

(特別利用の許可)

第 29 条 教育委員会は、学術上の調査若しくは研究の目的又は区の歴史と文化の継承に寄与する目的であると認められたとき、収蔵資料等の特別利用を許可することができる。ただし、特別利用のうち、寄託資料の公開又は掲載を希望する場合には、寄託資料利用承諾書（第 6 号様式）をもって、寄託者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の許可は、当該許可に係る収蔵資料等が次の各号のいずれかに該当するときは、これをしないものとする。

- (1) 主目的が営利であるとき。ただし、区の歴史と文化の継承につながるものは、資料点数 10 点以内で許可することができる。
- (2) 特別利用により保存上支障があると認められるとき。
- (3) 著作権者の承諾が得られないとき。
- (4) 教育普及事業等の他の業務に支障をきたすとき。
- (5) 公共の福祉を阻害するおそれがあるとき。

(6) その他、教育委員会が特別利用することが適当でないとき。

(閲覧等の手続)

第30条 特別利用のうち、閲覧等を希望する者は、原則として利用予定日の2週間前までに資料閲覧・複写等申請書(第10号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(閲覧等の条件)

第31条 閲覧等をする者は、以下の行為を遵守しなければならない。

- (1) 筆記用具は、鉛筆に限ること。
- (2) 収蔵資料等に字や線等の書き込みをしないこと。
- (3) 収蔵資料等その他資料の取扱いは慎重に行い、万一破損した場合には、職員に申し出ること。
- (4) 収蔵資料等の複写は、原則として写真撮影によることとし、当該複写をしようとする者が持参した写真機で自ら行うこと。
- (5) 文化財行政を所管する課長又はその者が指定した者の立会いのもと、指定した場所で行う。

(公開又は掲載の手続)

第32条 特別利用のうち、公開又は掲載を希望する者は、原則として利用予定日の2週間前までに写真資料等公開・掲載許可申請書(第11号様式)を教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項による申請を許可したときは、写真資料等公開・掲載許可書(第12号様式)を発行するものとする。

(公開又は掲載の条件)

第33条 公開又は掲載をする者は、以下の行為を遵守しなければならない。

- (1) 写真原板に係る著作権は、教育委員会に帰属させること。
- (2) 公開又は掲載に際して、「千代田区教育委員会所蔵」、「千代田区教育委員会寄託」又は「千代田区教育委員会提供」の旨を明記すること。
- (3) 人権を侵害しないよう配慮すること。
- (4) 番組の放映後、あるいは出版物等の出版後、成果物1部を速やかに教育委員会に寄贈すること。
- (5) 申請した利用目的以外の利用(二次利用)をしないこと。

## 第7章 除籍

(除籍)

第34条 収蔵資料が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会はこれを除籍することができる。

- (1) サンプル保存により対応可能な資料
- (2) 活用の目途が立たない資料
- (3) 破損が著しく、修復して保管する価値のない資料
- (4) 新規収集により代替可能な資料
- (5) その他、教育委員会が、除籍が適当だと認める資料

2 教育委員会は、前項の規定により収蔵資料を除籍するに当たっては、必要に応じて、あらかじめ審議会の意見を聴くことができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年 第1回定例会日程(案)

R3.2.22

月 日	午 前	午 後
2月 17日 (水)	(告示日)	1:30 議運
2月 18日 (木)		
2月 19日 (金)		
2月 20日 (土)		
2月 21日 (日)		
2月 22日 (月)		1:30 議運
2月 23日 (火)	(天皇誕生日)	
2月 24日 (水)	(招集日) 11:30 議運	1:00 本会議
2月 25日 (木)		1:30 議運
2月 26日 (金)		
2月 27日 (土)		
2月 28日 (日)		
3月 1日 (月)		
3月 2日 (火)		
3月 3日 (水)	11:30 議運	1:00 継続会
3月 4日 (木)	11:30 議運	1:00 継続会
3月 5日 (金)	10:30 常任(企画・福祉)	
3月 6日 (土)		
3月 7日 (日)		
3月 8日 (月)	10:30 常任(地文)	
3月 9日 (火)	10:30 予算	
3月 10日 (水)	10:30 予算(企画・地文 分科会)	
3月 11日 (木)	10:30 予算(企画・福祉 分科会)	
3月 12日 (金)	10:30 予算(地文・福祉 分科会)	
3月 13日 (土)		
3月 14日 (日)		
3月 15日 (月)	10:30 文化財	1:30 景観まち
3月 16日 (火)	10:30 災害	1:30 オリパラ
3月 17日 (水)		1:30 議運
3月 18日 (木)	10:30 予算(総括)	
3月 19日 (金)	10:30 予算(総括)	
3月 20日 (土)	(春分の日)	
3月 21日 (日)		
3月 22日 (月)	(事務作業日)	
3月 23日 (火)	10:30 常任(企画・福祉)	
3月 24日 (水)	10:30 常任(地文)	
3月 25日 (木)		1:30 議運
3月 26日 (金)	11:30 議運	1:00 継続会
3月 27日 (土)		
3月 28日 (日)		
3月 29日 (月)		
3月 30日 (火)		
3月 31日 (水)		

教育委員会資料  
令和3年3月9日  
こども総務課

令和3年第一回  
千代田区議会定例会区長招集挨拶

# 令和3年第一回 千代田区議会定例会区長招集挨拶

## 目次

### Ⅰ はじめに

- 区政運営にあたっての基本的な考え方 ③

### Ⅱ 「令和3年度予算案」について

- 令和3年度予算案の概要について ⑫
- 令和3年度予算案の特徴的な取組みについて ⑮
- (1) 「6万7千人の区民の命を守るコロナ対策」  
としての主な取組み ⑯

- (2) 「子ども・高齢者・障害者に寄り添ったまちづくり」  
としての主な取組み ⑲

- (3) 「環境にやさしく、心豊かで安心して暮らせるまちづくり」  
としての主な取組み ⑳

### Ⅲ 議案

\* 本文は、口述筆記ではありませんので、表現その他若干の変更があることがあります。

## ○福島県沖地震

はじめに、令和3年2月13日午後11時7分ごろ、福島県沖を震源とする、宮城県・福島県で震度6強を観測した地震がありました。

被害に遭われました方々に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

令和3年第1回区議会定例会の開会にあたり、区議会並びに区民の皆さまにご挨拶申し上げますとともに、区長就任後、最初の議会でもあります。私の区政運営における所信の一端を申し上げます。

### Ⅰ はじめに

私は、去る1月31日の千代田区長選挙におきま

して、多くの区民の皆さまからご支援いただき、栄えある千代田区長に就任し、区政運営の重責を担わせていただくことになりました、樋口高顕でございます。

よろしくお願い申し上げます。

このたびの選挙を通じまして区民の皆さまからさまざまな声をお聴きし、区政に対する期待の大きさを肌で感じ、その責任の重さと使命感に、改めて身の引き締まる思いであります。

また、今回の区議会議員補欠選挙においてめでたくご当選の栄を得られました、大坂隆洋議員に、衷心よりお祝い申し上げます、今後のご活躍をご期待申し上げます。

## ○区政運営にあたっての基本的な考え方

さて、現在、未曾有の新型コロナウイルスの感染拡大が、区民生活に深刻な影響を与え、その影響が地域経済や福祉、医療に至るまで広範囲に及んでおります。

私の区長就任にあたり、区政運営の基本的な考え方といたしまして、6万7千人の千代田区民の命と健康を守る対策をいち早く提供すること、そして、その先に豊かさ・住みよさ日本一の千代田区を築くこと、すなわち、「コロナ禍に打ち克ち 千代田の新時代を築く」を基本的な姿勢として全力で取り組んでまいります。その姿勢こそが、千代田区の繁栄と明るい未来を創造することにつながると私は確信しております。

そのため、まずは、PCR検査やワクチン接種の円滑な体制づくりを急ぎたいと考えております。

また、子育てや介護につきましては、私自身子育てを実践する一人の親として、また、介護しやすい自治体としての視点で、子ども、高齢者、障害者への施策の充実に取り組んでまいります。

それらの具体的な方針といたしまして

第1に、区民の命と健康を守ることとであります。

新型コロナウイルス対策はもちろんのこと、健康危機管理対策の充実や在宅での適切な医療が受けられるような地域医療の拡充、医療と介護の連携などを図ってまいりたいと考えております。

第2に、児童福祉と高齢者施策の充実であります。

子育ての質の向上を図り、安心して子育てができる仕組みづくりとともに、高齢者の健康長寿を支援するためのフレイル対策を進めてまいります。

第3に防災対策の充実であります。

先の地震も含め、「首都直下地震」に備えたコロナ禍における避難所運営体制の改善、情報伝達の仕組みを改善してまいります。

第4に、まちづくりの充実であります。

江戸期から培われてきた豊かな都市環境、高度な都市機能を守るとともに、コロナ禍による働き方や住まいのあり方の変化、「ニューノーマル」に対応したまちづくりを進めてまいります。

また、緑や水辺など都市の魅力の向上を図り、多様な交流を促して地域社会・経済の活性化を図ってまいります。

第5に、健全で恵み豊かな環境の恵沢を誰もが享受できる社会の実現であります。

脱炭素社会への転換をめざすとともに、気候変動

の脅威から区民の皆さまの生命や財産を守る取り組みを推進してまいります。

第6に、デジタル化の推進であります。

新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、更なる行政事務の効率化を進め、行政手続きのオンライン化など、区民サービスの向上に取り組んでまいります。

区は、区民に最も身近な基礎的自治体として、将来に向けて持続可能な区政運営を実施していくという基本姿勢により、区民の視点から区政課題を捉え、区民の皆さまとともに地域の実情に即した施策を展開し、だれもが住みたいと思える魅力あるまちを実現していくことが重要です。このたびのコロナ禍は時代の大きな転換を促すものであり、その流れをしつかり見据えて、千代田区の将来像を描いてい

くことが肝要であると私は認識しています。

私は、地域に暮らす一人ひとりと顔が見える関係を築き、区民の皆さま方の貴重なご意見に耳を傾けながら、共に魅力あるまちをつくっていきたいと考えています。

更には、これらの施策を進めていく過程で、区議会の皆さまのご理解とご協力は欠かせません。

区議会の皆さまにおかれましては、日ごろから詳しく把握されている地域の実情、実態を、私ども執行機関にお伝えいただいているものとして 認識しております。

我々執行機関と二元代表制の一翼を担う区議会とは、区政の両輪として、互いの信頼関係に基づいたうえで、建設的な議論をしながら区政を進めていくことが肝要です。

区議会の皆さまのご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## □ 「令和3年度予算案」について

次に、令和3年度予算案について申し上げます。

昨年当初に確認された新型コロナウイルス感染症は、未だ猛威を奮い、世界中で一億人超、日本国内においても40万人を超える感染者が発生しております。新型コロナウイルスが世界を変えてしまっている状況で、区民はさまざまな不安を抱えておられます。なかでも高齢の方や基礎疾患のある方など、感染症の重症化リスクを抱える方々は、日々、命と健康の不安が大きいことは想像に難くありません。

また、感染拡大が長期化することで、経済面にも

大きな影響が生じております。

2月8日の区長就任後、私は何よりもまず、編成の最終段階である令和3年度予算案の原案に目を通しました。原案の内容を一から確認したところ、私が最優先課題として訴えてきた、コロナ対策に重点を置いた編成内容となっておりました。

また、従前の保育園・学童クラブの待機児童ゼロへの取り組みの継続をはじめ、介護施設にかかる各種の取り組みが図られていることや、コロナ禍においても文化施策に継続的に取り組む予算も措置されておられ、私が区民の皆さまにお約束してきた内容の多くが予算化されておりました。

この確認を行ったうえで、長期間をかけて編成してきた予算の原案が、私の施政方針と同じ方向性であること、コロナ禍にあっても事務執行を円滑に進め、区民生活に影響を及ぼさないよう、原案を活か

した予算案を、令和3年度の当初予算として、議会にご審議いただくことを決断いたしました。

加えて、コロナ対策は、最新の感染状況を踏まえ、新たな対策を進めることも肝要です。そこで、急ぎ必要な対策として、PCR検査の助成制度及び新型コロナウイルスワクチン接種体制に必要な経費を、当初予算の同時補正として編成いたしました。

PCR検査の助成制度については、感染症の重症化リスクが高い高齢の方や、基礎疾患のある方、また、そうした方に感染させないよう常に緊張を強いられているご家族の方、さらには、ご家庭以外の場所で濃厚接触者と判断された方と同居するご家族も対象に、感染予防と感染拡大防止の観点から、月1回、2万円の限度に複数回ご利用いただける経費を計上いたしました。

また、新型コロナウイルスワクチン接種体制に必

要な経費であります。ワクチンは、新型コロナウイルスに感染した場合の特効薬がない現状、このコロナ禍にあった切り札として期待されております。2月17日から医療従事者に対する先行接種が開始され、4月以降に高齢者や基礎疾患のある方を優先し順次接種が行われる予定です。ワクチンの確保については不確定な状況にあり、今後予定が変更されることが想定されますが、区としては万全の準備を進めてまいります。

なお、区民の皆さまに対しましては、3月に開設するコールセンターや区のホームページ、LINE等で新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報提供やお問い合わせにきめ細かく対応してまいります。

国からの情報が二転三転し、世界中でワクチン争奪戦が繰り広げられているとの情報もあり、刻々と

状況が変化しております。このような状況にあっても、国や東京都との連携を十分に図り、まずは優先接種の対象である高齢者の方々へのきめ細かな対応を行うようワクチン接種の準備を確実に進めてまいります。

こうして、熟慮に熟慮を重ね、上程いたしました同時補正を含む令和3年度予算案は、まさにコロナ禍において基礎的自治体が担うべき役割を明確にした予算案となっております。公約にも掲げました「コロナに打ち克ち、千代田の新時代を築く」という基本姿勢のもと、予算の執行を通じて実現をしてみまいります。

### ○令和3年度予算案の概要について

それでは、令和3年度予算案につきまして、その

概要をご説明いたします。

まず、「予算規模」でございます。

一般会計は、627億7千900万円、前年度に比べ18億4千700万円、2.9%の減であります。また、特別会計を加えた全会計の合計は、753億円、前年度に比べ12億2千700万円、1.6%の減となっております。この予算額は、令和2年度の当初予算規模より縮小しているものの、当初予算としては過去2番目の規模となっております。

一方で、長引く感染拡大の影響を受けて、区の歳入への影響は厳しくなることが見込まれております。

特に、特別区税は前年度に比べ、7.4%の減が見込まれるほか、特別区財政調整交付金につきましても、原資となる法人住民税など、調整税等の減収に

より、11.2%の減が見込まれております。

こうした財政状況が見込まれる中でも、コロナ対策に力点を置きながら、区民サービスの量と質を担保した行政サービスを維持するために非常に重要なことは、財源の確保とともに、限られた財源を有効活用することであります。

そのため、令和3年度予算案は、全事業で感染防止対応を念頭においたうえで、予算の選択と集中を図り、適宜適切な予算措置を行うため、35億円余りの財政調整基金の繰り入れにより、財源不足を補うものです。

財政調整基金は、過去の税込などをもとに、事務の効率化を図るなどの不断の努力によってこれまで積み上げられたものですが、コロナ危機という区にとっての不測の事態が生じている今だからこそ、現在、そして、未来を担う区民の皆さまの生活を支えるために投じるべきであると判断いたしました。

こうした要素を踏まえた編成作業によって、令和3年度予算案は、事業予算の縮減を図りながらも、必要な事業にはしっかりと予算を投じるという、メリハリをつけた予算となっております。

しかしながら、令和3年度予算では、税込減など一般財源の減収を受け、占める経常経費の割合が増加したことにより、経常収支比率は、86.9%に上昇し、令和2年度に比べて4.4ポイント増加しております。「千代田区行財政改革に関する基本条例」に規定している85%程度の財政指標から大幅な乖離はなく、一定程度の財政基盤は確保されたものとなっております。今後も適正な行財政運営に努め、強固な財政基盤を維持してまいります。

### ○令和3年度予算案の特徴的な取組みについて

次に、令和3年度予算案における特徴的な取組み

を、三つの柱に分けてご説明いたします。

(1)「6万7千人の区民の命を守るコロナ対策」としての主な取り組み

はじめに、「6万7千人の区民の命を守るコロナ対策」として、主な取り組みをご説明いたします。

繰り返し申し上げておりますが、私が区長としてまず取り組まなければならない最大の課題は、このコロナ危機をいかにして乗り越えるかということだと考えております。

そのためには、区民の健康を守る災害拠点病院などの医療機関や、休むことのできない介護施設の運営支援をはじめ、PCRセンターの運営、妊婦の方々の支援などの対策を継続して実施してまいります。

他方で、区民の皆さまの命と健康を守るためには、区民生活の安定化を図り、一日も早い地域経済の回復に取り組みなければなりません。

そのためには、まちの賑わいを形成する、小規模事業者の方々への支援が必要です。

そこで、令和3年度当初予算案では、令和2年度に実施している各種融資制度に加え、コロナ禍によって疲弊する区内の小規模事業者向けに、「新型コロナウイルス感染症対応 借換資金」を新設いたします。

また、区内事業者に身近な区ならではの支援として、コロナ禍を機に、これまでの業態を変える意欲のある小規模事業者の方々に対し、新たな事業に必要な経費の一部を補助する制度を新設いたします。

さらに、商店街に向けて、これまでの感染防止対策に対する補助に加え、キャッシュレス対応に必要な

な導入経費を補助対象に追加いたします。

こうした取組みによって、千代田区の地域特性である85万人の昼間区民を取り込んだ地域経済の活性化へとつなげてまいります。

新型コロナウイルス感染症は、私たちがこれまで当たり前のように感じていた暮らしや価値観を大きく変化させています。この状況を受けて、デジタル化の推進による区民サービスや業務の変革、いわゆるデジタルトランスフォーメーションの重要性はますます高まっております。国においてはデジタル庁の設立が進められ、東京都においては「スマート東京実施戦略」を掲げ、あらゆる面においてデジタル化の推進が加速しています。

本区におきましても、令和3年度予算案により、予定していた業務システムのリプレースを機会と捉え、窓口の待ち時間の短縮や、いつでもどこでも

手続きができるサービスの提供をめざして、実証実験をスタートさせ、抜本的な業務システム基盤の整備に取り組みます。

また、区役所の業務の効率化や生産性の向上の検討も行い、リモートワークなど、職員の働き方の見直しにも取り組みます。これらの取り組みにより、ハード、ソフト両面の改革を進め、区民にとって、もっと便利な区役所に、職員にとっても働きやすい環境整備を図ってまいります。

## (2) 「子ども・高齢者・障害者に寄り添ったまちづくり」としての主な取り組み

次に、「子ども・高齢者・障害者に寄り添ったまちづくり」として、主な取り組みをご説明いたします。

国内の人口が徐々に減少する一方で、区内の人口はこの10年で1.3倍に増加し、中でも未就学児は、

約1.7倍に増加しております。

こうした状況から、これまでも保育園・学童クラブの待機児童ゼロへの取組みとして、私立保育所等の整備や運営を支援してまいりました。

私の公約でも掲げておりました、「子育てしやすさ・介護しやすさ日本一を実現する」ために、令和3年度も引き続き、保育園・学童クラブの待機児童ゼロを維持するための予算を計上しております。

4月には、新たに認可保育所2園を開設いたしますが、令和3年度予算案では、令和4年度の開設をめぐり、旧高齢者センター跡地の整備を進めるための経費を計上しております。

あわせて、保育の質の向上や、今後も質の高い運営事業者の維持と参入しやすい環境を作るため、運営事業者への補助メニューの追加を実施いたします。

また、学校教育分野についてですが、この10年で、区立小学校・中学校に通う児童・生徒数は約1.2倍となっており、児童・生徒数の増加は、本区の学校運営にさまざまな課題を生じさせております。

深刻化する教室不足については対症療法的な対応を重ねてきましたが、それも限界に近づいており、国の35人学級の方針も踏まえ、本区の「今後の教育のあり方」について抜本的に検討をしまいいりません。

学校施設整備についても、令和5年度の竣工をめざし「お茶の水小学校・幼稚園の新校舎改築工事」を継続していくほか、「和泉小学校・いずみこども園等の建て替え整備」について整備方針を策定します。

教育指導面では、令和2年度に整備した、児童・生徒のタブレットPC一人一台環境を最大限活用し、「GIGAスクール構想」の推進による「個別

最適な学び」と「協働的な学び」の両輪で支えられた「令和の日本型学校教育」の実現に取り組んでまいります。

具体的な例としては、文字や画像、映像等による多様な発信ができるタブレットPCを活用することで、児童・生徒が自分の特性に応じた表現方法を選択し発信する。そしてそれを、校内の子どもたちはもとより、他の学校の子どもたちと共有したり、発信を通じ、国内の他の地域の方々や海外の方々と双方向の交流をしたりすることで、児童・生徒が学びを通じて世界観を広げられるような、魅力的な授業への改善を図ってまいります。

一方、人口増とともに、区内の65歳以上の高齢者のうち、半数以上が75歳以上となっており、こうした高齢者の方への対策の一環として、本年4月、区内最大規模となる民設民営高齢者施設、「THE

BANCHO」が新たに開設します。定員108名を有するこの特別養護老人ホームの開設によって、入所待機の解消につながるのと同時に、令和3年度も引き続き、高齢者の健康長寿を応援するため、介護予防、フレイル予防のための各種取組みを推進してまいります。

また、区内の障害福祉サービスを利用する方は、10年で2.3倍に増加し、多様化するニーズに合ったサービスの提供が求められております。

このうち、令和3年度は、障害のある方々への必要な支援として、現在、介護に多くの負担を強いられているご家族の声を受け止め、障害のあるお子さんのご兄弟や、介護をされている方ご自身のリフレッシュのために、ご自宅に看護師を派遣する「在宅レスパイト事業」を拡充いたします。使いやすきサービスを提供することで、ご家族が気兼ねなく利用

でき、介護の負担をやわらげることにつながってまいります。

こうした取り組みのほか、社会問題化する「8050（ハチマルゴーマル）問題」への対策も図りながら、高齢者・障害者・児童などの福祉の各分野の課題に対する包括的、重層的な支援体制の取組方針を明確にするため、地域福祉計画の改定に必要な予算も計上しております。

(3) 「環境にやさしく、心豊かで安心して暮らせるまちづくり」としての主な取組み

次に、「環境にやさしく、心豊かで安心して暮らせるまちづくり」として、主な取組みをご説明いたします。

地球温暖化による気候変動は既に現実のものとなり、私たちは深刻な影響に直面しています。国際

社会は、脱炭素に向けた動きを加速させており、我が国においても2050年のカーボンニュートラル（排出される二酸化炭素と吸収される二酸化炭素の量が同じであること）、脱炭素社会の実現に向かって大きく踏み出したところです。

脱炭素社会の実現に向けては、省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの最大限の導入がカギとなります。

本区の現状を見ますと、業務部門からのCO<sub>2</sub>排出量が全体の約75%を占めることから、引き続き建築物の省エネが最重要課題の一つです。また、できる限り消費するエネルギーを減らすことと並行して、今後は、使うエネルギーを環境負荷の少ないものに転換していく、すなわち、再生可能エネルギーの利用を推進することが必要です。

そこで、令和3年度予算案では、建築物の省エネを推進するとともに、区内における再生可能エネルギー

ギー利用の普及に向けた具体策を検討するための経費を計上し、令和4年度からの実施をめざしてまいります。

また、脱炭素社会の実現をめざす一方で、現実にかき起さる気候変動の影響への対策も講じ、区民や事業者の安全と安心を確保していく必要があります。

このため令和3年度は、子ども施設などへの暑熱対策設備の導入を進めるとともに、その他の分野における気候変動の影響に対しても、国や東京都と適切な役割分担のもと、隙間のない対策を講じてまいります。

### 目 議案

最後に、今回提案いたしました諸議案について

でございます。

まず、予算案件といたしまして、

●令和2年度千代田区一般会計補正予算第5号の、1件、

●令和3年度千代田区各会計予算が4件、

●令和3年度千代田区一般会計補正予算第1号の1件で、計6件であります。

次に、条例関係でありますが、

●新たに条例を制定するもの、1件、

●条例の一部を改正するもの、9件の、計10件であります。

次に、契約関係でありますが、

●東郷元帥記念公園改修工事 請負契約の一部変更について、1件であります。

このほか、報告関係として、

●令和元年度千代田区各会計歳入歳出決算不認定に係る措置について、1件で、

●今回の付議案件は、合わせて18件であります。

何とぞ、慎重なご審議のうえ、原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、令和3年第一回区議会定例会の開会の挨拶といたします。

# 発言通告書（総括表）

## 令和3年第1回定例会 代表質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
1	内田議員 (自民)	<p>○樋口区長の公約並びに区政運営について</p> <p>○令和3年度の予算編成について</p> <p>○今後の財政運営について</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>○千代田区におけるまちづくりについて</p> <p>○外濠公園総合グラウンドの整備について</p>	<p>○石川区政の継承と区政運営の考え方について</p> <p>○区長報酬2割カットと多選自粛について</p> <p>○区政の混乱は議会にも責任があるとの発言について</p> <p>○令和3年度予算の特徴と課題について</p> <p>○令和元年度決算不認定における区の考え方は</p> <p>○税制改正、社会経済動向を踏まえた財政運営とは</p> <p>○ワクチン接種の準備状況と地域経済の活性化</p> <p>○都市マスの改定に伴う地区計画の見直しと合意形成について</p> <p>○人工芝化・多目的化により通年利用を実現すべき</p>	区 長 関係 理事 者
2	木村議員 (共産)	<p>(1) 新区長の政治姿勢を問う</p> <p>(2) ワクチン接種と新型コロナ感染対策の二大事業にどう取り組んでいくか</p> <p>(3) アフターコロナを見据えて</p>	<p>①倫理原則について</p> <p>②事務執行の適正さについて</p> <p>③区民との直接対話の重視を</p> <p>④専決処分について</p> <p>①ワクチン接種について</p> <p>②検査体制の強化について</p> <p>③事業者に対し、「自粛と一体の補償」の立場で支援を</p> <p>①地方行政のデジタル化について</p> <p>②まちづくりについて</p>	区 長 関係 理事 者

# 発言通告書（総括表）

教育委員会資料  
令和3年3月9日  
子ども総務課

## 令和3年第1回定例会 代表質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
3	米田議員 (公明)	樋口新区長のスタートにあたり  新型コロナウイルス対策について  学校教育について	<p>●今後の区政運営について</p> <p>ワクチン接種が始まるなど、新たな段階に入ったコロナウイルスに関し、区民の生命と健康を守るために、全庁あげて万全の対策を図るべきと考える。そこで以下の項目について伺う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●区として今後、どのような対策を行っていくのか基本的な考え方を伺う。</li> <li>●ワクチン接種について</li> <li>●経済対策について</li> <li>●社会的孤立対策（自立支援）について</li> <li>●防災対策について</li> </ul> <p>政府は2021年度から5年かけて公立小学校の1クラスの人数について40人から35人に引き下げることを決めた。そこで以下の項目について伺う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●区として今後、どのように取り組んでいくのか基本的な考え方を伺う。</li> <li>●35人学級について</li> <li>●学校、園における感染症対策について</li> </ul>	区 長 関係 理事者

# 発言通告書（総括表）

令和3年第1回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
1	大串議員 (公明)	1 総合計画のあり方について  2 子どもの笑顔輝く千代田を 目指して!	1) 千代田の新時代へ、その道筋を新たな「基本構想」として策定することを提案する。所見は。 2) 総合計画のあり方について 総合計画の構造や性格また期間などについて改めて総合計画のあり方を問う。  1) 選挙公約では「子育てしやすさ日本一に!」を掲げられた。多くの区民が期待している。そこで、「子育て」についての基本的な考え方を問う。 2) 「子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例」について ①乳幼児期の育ちは特に重要であり、条例では形態や実施主体の違いに関わらず等しく子育て環境の確保に努め、社会全体で子育てを支えるとしている。もってすべての乳幼児の健やかな育ちを保障していくものと理解している。そこで、改めて条例の目指すものまた特徴は何かを問う。 ②園庭のない保育所が増えている。遊具も含めた代替園庭としての公園の整備が必要である。今後どう行っていくのか。 ③散歩や公園に向かう園児たちを交通事故から守るためキッズゾーンの設置を。 3) 子どもの権利擁護機関の設置について	区 長 関係 理事 者
2	永田議員 (自民)	環境政策について	国ではカーボンニュートラルが実現の見通しが無いまま既定路線になってしまっている。本区においては環境と経済のバランスを踏まえ、科学的根拠に基づいた対策を求める。	区 長 関係 理事 者
3	大坂議員 (自民)	区内中小企業に対する支援施策について。	・ コロナウイルス感染症の発生に起因して経営上大きな影響を受けた中小企業等に対して、この1年間行ってきたセーフティネット認定や緊急融資など各種支援の成果と課題について。 ・ 緊急事態宣言解除後の中小企業支援の考え方と方向性について。	区 長 関係 理事 者

# 発言通告書（総括表）

## 令和3年第1回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
4	河合議員 (自民)	第47回千代田区民世論調査 について  23区特別区制度について	世論調査は区政に対する区民の意識や意向を把握し、施策を企画立案するための「根拠」となる要素です。 調査結果の捉え方と施策展開の方向性、近隣区との比較、広報活動（含む外国人）、まちづくりの進め方、区職員の印象調査など見解を問う。  23区特別区制度の課題、今後の特別区制度のあり方など都心区ならではの問題とそれに伴う、特別区人事委員会制度について見解を問う。	区 長 関係 理事者
5	うがい議員 (自民)	ポストコロナ社会に向けた ウォークブル推進都市と道路 の活用について	▶ウォークブルなまちづくりの取り組み状況について ▶ポストコロナ社会での道路やグランドレベルの重要度 ▶道路や道路空間という区有資産活用	区 長 関係 理事者
6	西岡議員 (自民)	・新型コロナウイルスワクチン接種について  ・コロナ禍での子供の心の バランスサポート体制	本区のワクチン接種体制、環境整備について → 接種場所の確保、子供連れの方への対応等  一斉休校等による子供の心の居場所作り 支援体制や取り組みについて	区 長 関係 理事者

# 発言通告書（総括表）

令和3年第1回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
7	飯島議員 (共産)	1)生活保護について  2)区長の重点政策「女性がさらに活躍できる環境整備」について	<p>コロナ禍で生活困窮者が増え、生活保護の役割は大きい。憲法 25 条の具現化として、必要とする人が申請しやすくするために改善が必要。</p> <p>①権利であることを明記した、わかりやすい「しおり」をつくり、活用すること ②扶養照会の改善 ③専門職を考慮した職員配置 など</p> <p>①「女性活躍」について、国、経団連は女性のためでなく、「経済成長のため」としているが、区長の見解は？ ②国の第5次男女共同参画基本計画について見解を問う。 ①指導的地位に占める女性の比率は国際水準の50%に ②女性差別撤廃条約選択議定書批准は早期に ③選択制夫婦別姓制度の実施について ③区長公約実現に向けた構想を問う ①「ちよだ女性会議」について ②「区の管理職、審議会委員の女性比率を4割に引き上げる」について ③「再就職支援」についてなど</p>	区 長 関係 理事 者
8	牛尾議員 (共産)	◇自殺対策について  ◇コロナ禍における中小零細事業者、とくに飲食店への支援について  ◇35人学級の推進について	<p>・ 昨年の全国の自殺者数は11年ぶりに増加した。新型コロナの影響が背景にあると国は見解を示すが、コロナによって苦境に立たされ、自ら命を絶とうとする人を救うのは政治の責任。その立場から区の自殺対策について質問と提案をおこなう。</p> <p>・ コロナ感染拡大が長引く中で飲食店などの事業者の苦境が続く。事業者の声を紹介し区としての支援策の強化を求める。</p> <p>・ 政府が閣議決定した義務教育標準法改正案により、小学校全学年で35人学級が進む。教室の確保や教師不足の対策など、千代田区でどのように進めていくのかを聞く。</p> <p>・ 区長が招集挨拶で述べた「今後の教育のあり方」の抜本的な検討について、「検討協議会」での議論に保護者や教育現場の声が十分に反映されるよう求める。</p>	区 長 関係 理事 者

# 発言通告書（総括表）

## 令和3年第1回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
9	小枝議員 (声)	1) オンラインでつながりにくい高齢者等へのサポート体制等  2) 区民不在、混乱と損失を与えている事例  3) with コロナ時代のまちづくり  4) 「100条調査は不毛だった」との発言の真意	○タブレットやスマホの貸し出し、使い方体験講座など各自治体で様々な試みが進んでいる。外出できない高齢者のフレイル予防にもなる。 ○国や先進的自治体は、審議会のオンライン傍聴を進めている。即座に進めていただきたい。  平河町・日比谷・外神田など  国土交通省「国土の長期展望専門委員会」をもとに、見解を問う。	区 長
10	林議員 (自民)	東京都知事と連携した新型コロナウイルス感染症対策	これまでの新型コロナウイルス感染症対策の効果検証について 東京都知事と連携した区民負担の軽減措置について	区 長 関係 理事 者
11	小野議員 (都ファ)	千代田の新時代を築く区政運営について	1, 地域の実情に即し、区民に寄り添った施策をスピーディに推進していただくための方針についてうかがう。 (1) 所管を超えた組織活動についての方向性 (2) 情報格差の解消に取り組み、誰も取り残さないデジタル化の推進 (3) 発災時を想定した避難所の情報整備について	区 長 関係 理事 者
12	岩田議員 (立民)	区内の高層建築物について  猫殺処分ゼロについて	新区長が就任し、前区長の今までの再開発の方針を受け継ぐのか、否か。 新区長は再開発についてどのような考えなのか区長の所見を求める  猫殺処分ゼロを継続していくのか。 継続していくなれば今後どのような方策を考えているのか	区 長 関係 理事 者

# 発言通告書（総括表）

## 令和3年第1回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
13	岩佐議員 (立憲)	<p>1. 区有地活用手続きの透明性・公益性確保について</p> <p>2. 「望まない孤独」対策について</p> <p>3. 九段中等教育学校(後期課程)の昼食について</p>	<p>新型コロナウイルス禍で深刻さを増す孤独・孤立問題に横断的に取り組み、自殺防止対策・コミュニティ支援につなげていくべきではないか。</p> <p>九段中等教育学校後期課程は、現在昼食を各自持参することになっているが、家庭の事情などにより持参が叶わない子どももいる。購買やカフェテリア設置等、選択肢をつくってはどうか。</p>	区 長 関係 理事者
14	長谷川議員 (紡ぐ会)	<p>1. 災害対策について</p> <p>2. 昨年実施した風ぐるま利用者アンケート結果から、区民の要望に寄り添った運行実現への取り組みを</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍における避難所のあり方と感染症対策、災害弱者への支援など。</li> <li>・地震・水害・土砂災害のハザードマップが配布されたが、「防災対策総合ガイド」との情報をひとつにまとめ、それぞれの世帯に応じた書き込みができる防災ノートの配布を。</li> <li>・1階または地下に災害備蓄倉庫が設置されている避難所における浸水対策の進捗状況を問う。</li> <li>・風ぐるま利用者アンケートから見えてきた問題点の改善について。</li> <li>・コロナ自粛により体力が落ち、高齢者の外出は体への負担が大きいと聞く。バスを待つ間、高齢者・障がい者・乳幼児連れの保護者が座って待つことができるベンチの設置を。</li> </ul>	区 長 関係 理事者
15	桜井議員 (自民)	<p>ワクチン接種とサポート体制</p> <p>コロナ禍の中での災害対策</p>	<p>○すべての区民に負担が少なくスムーズに接種できる為には</p> <p>○区民への正確な情報提供について</p> <p>○都と国とのサポート体制と連携は</p> <p>○接種前、接種後の相談体制は ほか</p> <p>○災害は忘れたころにやって来る 東日本大震災から10年を迎えようとする今 私たちに求められるものは</p> <p>○災害用ラジオは行政が区民に提供する有力な情報手段 もっと積極的に活用すべき</p> <p>○コロナ禍における避難所の感染対策は ほか</p>	区 長 関係 理事者

令和3年第1回区議会定例会 教育委員会関係質問・答弁概要

公明	米田 かずや 議員	代表質問	3
質問要旨	◎学校教育について (1) 35人学級について、区として今後、どのように取り組んでいくのか基本的な考え方を伺う。また、どのような課題があるのか。 (2) 学校、園における感染症対策について（水道蛇口の非接触型のセンサーを各学校・園に設置したらどうか。）		
答弁者	教育担当部長		

米田議員のご質問のうち、学校教育について、お答えいたします。

初めに、35人学級について、区としての今後の取り組みと基本的考え方ですが、国の令和3年度からの段階的な35人学級の実施方針について、本区としても、その方針に従い、順次実施していく予定です。

現在、本区の小学校第1学年の学級編制は、35人学級であり、第2学年についても、国及び東京都から措置される教員の加配を活用し、35人学級を実施しております。

35人学級の実施にあたっての区の課題としては、議員ご指摘のとおり、教室不足や教員の確保が最大の課題であると認識しております。

国は、令和3年度の文部科学省の予算で、少人数によるきめ細やかな指導体制の計画的な整備費用として、学級編制の標準基準の引下げに伴う副校長や生徒指導担当教員などの教職員配置の充実のための定数改善を図る経費を計上しております。

さらに、本年1月「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」に、一人一台端末環境のもと、新しい時代の学校施設の在り方や推進方策を検討するため、「新しい時代の学校施設検討部会」を設置しております。部会では、学校施設がどうあるべきか、現状や課題、整備の推進に関して、議論するとのことでした。

区としては、35人学級の実施に対する課題に対して、国で予算化される財源や、国の検討会議の報告も踏まえ、適切に対応してまいります。

次に、学校・園における水道蛇口の自動水栓化についてですが、本区におきましては、「千代田区立学校における新型コロナウイルス感染症対策等ガイドライン」を策定し、各学校・園とともに様々に対策を講じてきていることは、議員のご質問にあるとおりです。また、その感染症対策の一つとして、水道蛇口の非接触型センサー式自動水栓の導入について、都営大江戸線乗務区での集団発生の事例から、ご提案をいただきました。

教育委員会では、学校・園において、トイレの手洗い水栓について、教職員から使い勝手などを聞き、構造上設置が可能かどうか検証の上、順次、非接触型の自動水栓に変更してきているところです。

一方、廊下やホールなどに設置した水飲み場・手洗い場は、水筒やコップへ水を注ぐなど飲料用としても使用することが多く、感染症対策としては、蛇口の形状をハンドル式からロングレバー式に変更するなど、ケースバイケースで接触機会を減らす対応をしております。

議員ご提案の電池式の自動水栓は、学校施設の災害時の避難所としての役割においても有効であると考えられるところから、さらに設置を進めてまいります。

いずれにいたしましても、教育委員会として、引き続き、学校・園と連携しながら、新型コロナウイルス対策を徹底し、子どもたちの安全を確保した学校・園運営に努めてまいります。

公明	大串 ひろやす 議員	一般質問	1
質問要旨	1 「子育てしやすさ日本一に！」を目指して、子育て施策をどう推進していくのか、基本的な考え方を伺う。 2 子ども笑顔輝く千代田区を目指して (2)「子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例」について ①条例の目指すもの、また特徴は何か。 ②キッズゾーンの設置について (3)子どもの権利擁護機関の設置について		
答弁者	区長、子ども部長		

<区長>

「子育て施策の基本的な考え方」のご質問について、お答えいたします。

私事(わたくしごと)で恐縮ですが、私には5歳の子がおります。子育て真っ最中という日々の中で子供の成長を目の当たり(まのあたり)にし、子育ての楽しさを実感しているところでございます。

一方、そうは申し上げましても、子育ては楽しいことばかりではございません。イライラすること、フラフラになることなどもしばしばありまして、地域の方をはじめとして、周囲の手助けがあって子育てができていることを実感しております。

本区ではこれまで、子育てをしているご家庭を支えるために、様々な取り組みを行ってまいりました。保育園や学童クラブの待機児童対策は勿論のこと、手当の支給や医療費助成などの経済的支援、さらには相談態勢の充実やバリアフリー環境の整備など、支援を拡充させてまいったことはご案内の通りでございます。

このような支援策につきましては、社会経済状況の変化を見極めつつも、今後ともしっかりと取り組んでまいります。

同時に私は、子育てがより一層楽しくなるためのヒントやアイデアや、子どもに対してはこういう対応で良いんだ、こういう子育ての仕方で大丈夫なんだという安心感を、保護者の皆様方と共有したいと考えております。

一方、子どもたちを温かい目で見守り、子育て世帯、保護者に対して温かい手を差し伸べる、このような地域社会であることが、子育てしやすさ日本一をめざすためには必要であります。目を掛けて下さった、手を差し伸べて下さったありがたさを感じているからこそ、恩返しをしよう、できることをしようという支え合いの気持ちが自然と生まれてくるのだと思っております。

このため、区政として、子育て支援にしっかりと取り組んでまいりますと同時に、区民の皆様方におかれましても、支え合いの地域社会づくりにご理解、ご協力をいただけることを願っております。

なお、詳細及び他の事項につきましては、関係理事者をもって答弁いたさせます。

<子ども部長>

大串議員のご質問のうち、

はじめに、「子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例」についてでございます。本条例は、子ども・子育て支援新制度の枠外におかれる認証保育所や区独自の補助施設についても認可施設と同等の位置づけを行い、その形態や実施主体の違いにかかわらず、区が関与する未就学児に対する全ての保育・教育サービスについて、等しく良好な子育て環境が確保できるようにすることをめざしているところでございます。そして本条例におきましては、区及び事業者の一般的な責務を定めるだけでなく、区有施設の活用や代替園庭の確保等具体的な支援策につきましても定めていることが特徴でございます。

次にキッズゾーンの設置についてのご質問でございます。本区では令和元年5月の

大津市の事故を受け、まず、各保育園長・施設長による保育施設連絡会を開催し、地区ごとに分かれて危険個所の抽出を行いました。その後、十数回にわたり、子ども支援課、区道路公園課、その他道路管理者、各警察署と合同点検また協議を重ね、危険個所にガードレールを設置したり、青信号の間隔を延ばすなど、園児が安全に、安心して公園等、散歩に行くことができるよう対応策を講じてまいりました。

また、各施設においては、危険個所を記入した散歩マップを独自に作成、職員や園児、保護者に周知をし、日々の園外活動に活かしているところでございます。

議員ご指摘のキッズゾーンにつきましては、保育所等の周辺道路における自動車運転手への注意喚起の手法の一つであると認識しております。今後、ご紹介いただいております港区の先行事例等も参考にしながら、本区におきましても関係部署及び関係機関と連携しながら、保育園の園外活動のさらなる安全確保について検討してまいります。

最後に、子どもの権利擁護機関の設置についてのご質問でございます。子どもの権利擁護機関につきましては、子どもの権利を守るためのみならず、いじめ等の事案が発生した際、調査の透明性を高める有益な手段であると認識しております。現在、当該機関を既に設置しております他都市の事例を参考に検討しているところでございまして、今後、本区の実情に即した取り組みとなるよう具体の検討を進めてまいります。

自民	西岡 めぐみ 議員	一般質問	6
質問要旨	コロナ禍での子供の心のバランスサポート体制 一斉休校時の子供の精神安定的な居場所作り、心のケアやサポート体制について		
答弁者	区長、子ども部長		

<区長>

西岡議員の本区の「コロナ禍での一斉休校時の子供の精神安定的な居場所作り、心のケアやサポート体制」についてのご質問にお答えいたします。

昨年の学校一斉休校は、子ども達の生活にも様々な影響を及ぼし、疎外感や孤独感を感じ、心のバランスを保つことが難しかった子どももいたことと思います。また、学校の授業や勉強は好きではないという子どもでも、「友達と会い、話がしたい」、「早く学校に行きたい」と感じていた子どもも多かったのではないかと思います。

子どもの主体性を尊重し、子どもたち一人ひとりが輝ける環境を整えることは、子どもの成長にとって欠かすことのできないことだと考えております。このためには、議員ご指摘のとおり、子どもの心に寄り添い、ゆっくりと話を聴いてあげることが大変重要であると、私も認識しております。

従いまして、千代田区の子どもたちが、安心して日々の生活を過ごし、他者との対話の中で自尊感情を育むことができるよう、きめ細かな支援を継続的に行える体制の整備に今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

なお、詳細及び他の事項については、関係理事者をもって答弁いたさせます。

<子ども部長>

西岡議員の「コロナ禍での一斉休校時の子供の精神安定的な居場所作り、心のケアやサポート体制について」のご質問に、区長答弁を補足してお答えいたします。

コロナ禍における緊急事態宣言、そして学校の一斉休校という、これまでに経験をしたことのない事態に直面し、各学校や幼稚園、保育園、あるいは児童・家庭支援センターをはじめとする全ての子育て支援施設において、子どもたちの心や体の健康を保つためにはどうすれば良いか、保護者の皆様方のサポートはどのようにすれば良い

のか、それぞれの現場において悩みながら工夫をしてまいりました。

学校から定期的な電話連絡をすること。ホームページや一斉メール、動画を活用して、学校や幼稚園からのメッセージを絶やさず発信すること。オンライン朝の会やオンライン授業を行うこと。そして、担任やスクールカウンセラー、児童・家庭支援センターなどの相談体制の整備など、職員が一丸となって様々な取り組みを行ってきたところでございます。

しかしながら、こうした取り組みがあっても、一斉休校によって、友達とのふれあい、対話の機会が減ってしまったことは事実であり、子どもたちの心のバランスをとるためのサポートをしていく必要があると認識しております。

このため、学校等の現場におきましては、これまで以上に、子どもたち一人ひとりの心に寄り添い、サポートしてまいりますとともに、西岡議員ご指摘の団体の活動をはじめとして、子どもたち、あるいは保護者が気軽に話ができる場、相談ができる窓口についての情報の提供、周知に積極的に取り組んでまいります。

そして、千代田区の子どもたちが、コロナ禍においても安心して日々の生活を過ごすと同時に、たくましく生きていくことができるよう、子どもたち一人ひとりの生きる力や自立への助けとなる自己肯定感を高められるサポートを今後とも行ってまいります。

共産	牛尾 こうじろう 議員	一般質問	8
質問要旨	35人学級の推進について ・「(仮称)今後の教育のあり方検討協議会」でどのように協議するのか。また、協議会に教員や保護者の声が十分に反映されるよう求める。 ・現在の教室の規模で全学年の35人学級の実現は可能か？また、教室不足が生まれた場合の対応策を検討しているのか。		
答弁者	区長、教育担当部長		

<区長>

牛尾議員のご質問のうち、「(仮称)今後の教育のあり方検討協議会」についてお答えいたします。

本区では、人口の社会増が続き、それに伴い、児童・生徒も急増し、学校運営に様々な課題が生じております。そのため、こうした諸課題について、今後の本区の教育方針をはじめ、学級編制や学校施設の整備等に関して検討する必要があると認識しております。

こうしたことから、令和3年度は、教育委員会において、学識経験者、学校関係者、区民等で構成する「(仮称)今後の教育のあり方検討協議会」を設置し、様々なご意見を伺いながら、未来を担う子どもたちのために、千代田区の特徴を生かした、今後の教育のあり方を検討することとしております。

なお、具体的な協議会のメンバー構成や検討体制につきましては、教育委員会において決定していくこととなりますが、私も学校現場や保護者の意見を反映させることは重要だと認識しており、教育委員会も同様であると考えております。

なお、詳細及び他の事項については、関係理事者から答弁いたします。

<教育担当部長>

牛尾議員のご質問のうち、35人学級への本区の対応についてお答えいたします。現在の教室の規模で全学年の35人学級の実現は可能か、また、教室不足が生まれた場合の対応策の検討についてですが、本区の場合、35人学級の実施にあたり、議員ご指摘のように、教室の確保が大きな課題の一つであると認識しております。

現在、本区の小学校第1学年の学級編制は、35人学級であり、第2学年についても、国及び東京都から措置される教員の加配を活用し、35人学級を実施しております。仮に、現在のベースで第3学年から第6学年も含めて、35人学級に変更した場合、8校のうち、5校で9学級（教室）の増となる見込みとなり、それを見ると少なからず施設の改修整備を行い対応せざるを得ない状況となることが予測されます。

こうした中で、国は、35人学級を段階的に実施する方針ですが、併せて、「新しい時代の学校施設の在り方に関する検討会議」を設置し、今後の学校施設について、方針を示すことになっております。

教育委員会としては、国が示す35人学級の段階的な実施方針や検討会議の方針を踏まえ、この35人学級も含めた「今後の教育のあり方」を検討してまいります。いずれにいたしましても、教育委員会として、子どもたちにとって、良好な教育環境を保つための努力をしてまいります。

立憲	岩佐 りょうこ 議員	一般質問	13
質問要旨	「九段中等教育学校（後期課程）の昼食について」 家庭の事情などにより昼食の持参がかなわない子どもが居る。自販機の拡充や弁当販売、一時的なカフェテリアの設置等、選択肢を増やしてはどうか。		
答弁者	教育担当部長		

岩佐議員の「九段中等教育学校（後期課程）の昼食について」のご質問にお答えいたします。

九段中等教育学校の昼食に関しましては、平成21年度から平成29年度まで民間事業者によるパン・飲み物の販売実績がございました。しかしながら、販売員の高齢化、安定した販売数量の確保が難しく採算が取れないといった理由で撤退しております。また、平成27年度よりPAによる運営で飲食混合自販機を導入しております。具体的には議員のご質問にあるとおり九段校舎に飲料販売機1台、飲食混合機1台。富士見校舎に飲料販売機2台、飲食混合機1台を導入しております。現在はコンビニ事業者による商品供給で、パン、おにぎり、ヨーグルト等の販売がされている状況です。

家庭の事情などにより昼食等の持参がかなわない生徒も含め、今後、九段中等教育学校、特に後期課程の食事については、改善方策を検討してまいります。

## 令和3年4月保育園等入園審査状況（一次及び二次審査終了時点）

令和3年4月保育園等入園一次申請（令和2年12月1日から12月28日までに受付）及び、二次申請（令和3年1月4日から2月12日まで受付）に基づいて入園審査を実施しました。

一次申請者に対しては2月5日に、二次申請者に対しては2月25日に結果通知を発送しました。

審査結果につきましては、以下のとおりです。

### 申請者数及び内定者数

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
一次申請者 (12月1日～12月28日受付)	187	170	55	56	40	9	517
一次内定者数	184	152	34	50	17	7	444
二次申請者 (1月4日～2月12日受付)	18	27	23	7	27	5	107
二次内定者数	12	11	5	4	9	4	45
総内定者数	196	163	39	54	26	11	489

### 募集合計人数

	募集人数						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
令和3年 4月	232	141	54	54	32	81	594

※記載の人数は千代田区総合ホームページ掲載時点のものです。

## 千代田区公立学校教育管理職等の異動について

### 1 教育管理職

#### (1) 転出

令和3年4月1日付

現所属・職	氏名	新所属・職
神田一橋中学校・校長	障子 幹	北区立赤羽岩淵中学校・校長
千代田小学校・副校長	磯野 智博	大田区立萩中小学校・副校長
神田一橋中学校・副校長	沖山 房人	足立区立鹿浜菜の花中学校・校長（昇任）

#### (2) 転入（割愛採用を含む）

令和3年4月1日付

新所属・職	氏名	現所属・職
神田一橋中学校・校長	堀越 勉	江東区教育委員会・教育支援課長
お茶の水小学校・副校長	高久 道子	葛飾区教育委員会・指導主事（昇任）
九段中等教育学校・副校長	林 倫道	江戸川区立南葛西中学校・主幹教諭（昇任）

#### (3) 区内異動（再任用配置を含む）

令和3年4月1日付

新所属・職	氏名	現所属・職	備考
九段幼稚園・園長	横澤 峰紀子	お茶の水幼稚園・副園長	昇任
麴町小学校・校長	中村 裕子	麴町小学校・校長	再任用(更新)
お茶の水小学校・校長	太田 耕司	お茶の水小学校・校長	再任用(更新)
お茶の水幼稚園・副園長	平 典子	九段幼稚園・副園長	
昌平幼稚園・副園長	贅田 和子	昌平幼稚園・副園長	再任用(更新)
ふじみこども園・副園長 (教育研究所勤務)	大関 邦子	ふじみこども園・副園長 (教育研究所勤務)	再任用(更新)
番町小学校・副校長	岩渕 和行	お茶の水小学校・副校長	
千代田小学校・副校長	丸山 文生	和泉小学校・副校長	
和泉小学校・副校長	茅野 克俊	番町小学校・副校長	
神田一橋中学校・副校長	盛谷 樹	九段中等教育学校・副校長	

## 2 教育委員会指導主事等

### (1) 転出

令和3年4月1日付

現所属・職	氏名	新所属・職
指導課長	佐藤 友信	江東区立東陽小学校・校長
指導主事	内山 宝	葛飾区立青戸小学校・副校長（昇任）

### (2) 転入

令和3年4月1日付

新所属・職	氏名	現所属・職
指導課長	山本 真	北区立荒川小学校・校長
指導主事	山本 孝之	文京区立明化小学校・主任教諭（昇任）
指導主事	相場 奨太	教育庁総務部教育政策課・長期社会体験研修生

# 教育委員会行事予定表

部 課 長 会 資 料  
 令 和 3 年 3 月 9 日  
 子 ども 総 務 課

月	日	曜	時刻	行 事 ( 事 業 名 )	場 所 等	出 席 者 等
3	10	水				
3	11	木				
3	12	金				
3	13	土	10:00~ 14:00~	保育園卒園式 新入生ガイダンス	九段中等教育学校	
3	14	日				
3	15	月				
3	16	火				
3	17	水				
3	18	木	10:00~	幼稚園・こども園修了式 ※九段幼稚園のみ10:30~		
3	19	金	10:00~ 10:30~	麴町中学校卒業式 神田一橋中学校卒業式		
3	20	土				
3	21	日				
3	22	月				
3	23	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	区役所（教育委員会室）	教育委員出席
3	24	水				
3	25	木	10:00~	小学校卒業式		
3	26	金				
3	27	土				
3	28	日				
3	29	月				
3	30	火				
3	31	水	午後	教育委員会臨時会 ◎	区役所（教育委員会室）	教育委員出席

# 教育委員会行事予定表

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
4	1	木				
4	2	金	10:00~	保育園入園式		
4	3	土	10:00~	神田一橋中学校通信教育課程入学式		
4	4	日				
4	5	月				
4	6	火	10:30~ 14:00~	小学校入学式 九段中等教育学校入学式		
4	7	水	10:00~	中学校入学式		
4	8	木	10:00~	幼稚園・こども園入園式		
4	9	金				
4	10	土				
4	11	日				
4	12	月				
4	13	火	15:00~	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
4	14	水				
4	15	木				

「広報千代田」  
 3月20日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課） 6件

課	件 名	事 業 の 概 略	と き	会 場	主 催 者	
			開催日・ 開催期間	住所は区立施設以 外のみ記入	区以外が主催のと き	
1	児童・家庭 支援センター	「親と子の絆プログラム」ACT（アク ト）すこやか子育て講座	子どもの発達、行動、親子それぞれの気持ちの理解など を様々なワークを通して心と体で体験的に学ぶ。	4月13日、20日、27 日・5月11日、18日、 25日の毎週火曜（全6 回）10時～12時	GK飯田橋学童 クラブ	GK飯田橋学童 クラブ
2	児童・家庭 支援センター	「親と子の絆プログラム」ベビママ の会 ～お母さんは赤ちゃんの安全基地～	Baby（赤ちゃん）とMama（お母さん）のための、おしゃ べりしながら子育てについて楽しく学べる交流会	4月12日（月）、19日 （月）10時～12時	一番町児童館	一番町児童館
3	児童・家庭支 援センター	千代田区子育て支援員研修	研修修了者は、NPO法人あい・ぽーとステーションの 「子育て・家族支援者」として認定・登録され、有償活 動に従事することができる。区は全国で通用する「子育 て支援員（地域保育コース）」として認定する。	5月14日（金）～ 7月16日（金） （状況に応じて対面ま たはオンラインで実 施）	あい・ぽーと 麹町 （三番町7）	NPO法人 あい・ぽーと ステーション
4	文化振興課	千代田図書館 おはなし会	毎月開催している千代田図書館のおはなし会。事前予約 制	4月8日11時～	子ども室（区役 所10階）	千代田図書館

5	生涯学習・スポーツ課	運動会必勝塾～走り方・かけっこ教室～	4歳以上の未就学児または小学生を対象に、かけっこ・走り方教室を開催する。	5月1日(土) かけっこ教室9時10分～9時55分 走り方教室10時15分～11時10分/11時30分～12時25分	スポーツセンター	スポーツセンター
6	生涯学習・スポーツ課	弓道大会	区内在住・在勤者を対象とした弓道大会	4月18日(日)9時30分～	スポーツセンター	千代田区体育協会

# ベネッセ 万世橋学童クラブ 内覧会のお知らせ

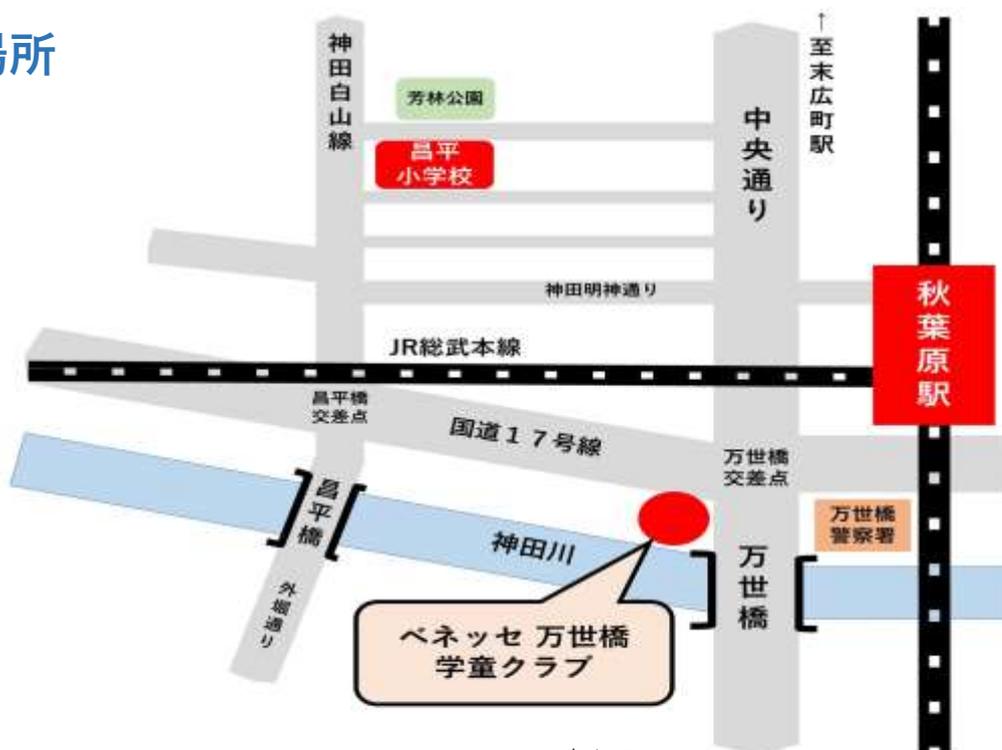
令和3年4月開設のベネッセ万世橋学童クラブの内覧会を開催します。

## ●日時

1日目 令和3年3月26日(金) 12時～16時  
2日目 令和3年3月27日(土) 10時～14時

- ※ 事前のお申し込みは不要です。当日、直接施設へお越しください。
- ※ 駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。
- ※ 感染症拡大防止のため、マスクの着用と手指消毒にご協力ください。

## ●場所



所在地

千代田区外神田 1-1-13  
万世橋出張所・区民館 4F

アクセス

JR秋葉原駅 徒歩3分  
都営新宿線 小川町駅 徒歩5分  
東京メトロ丸ノ内線淡路町駅 徒歩7分  
昌平小学校から学童クラブまで 徒歩3分

## ●お問合せ

ベネッセ 万世橋学童クラブ (株式会社ベネッセスタイルケア)

☎ 070-2495-3688

千代田区立児童・家庭支援センター

☎ 03-5298-2424

# 学童保育じゃんぷ 九段クラブ 内覧会のお知らせ

令和3年4月開設の学童保育じゃんぷ九段クラブの内覧会を開催します。

## ●日時

1日目 令和3年3月26日(金) 12時～16時

2日目 令和3年3月27日(土) 10時～14時

※ 事前のお申し込みは不要です。当日、直接施設へお越しください。

※ 駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

※ 感染症拡大防止のため、マスクの着用と手指消毒にご協力ください。

## ●場所



所在地

千代田区九段南4-1-10  
グランドメゾン九段南 2F

アクセス

JR市ヶ谷駅	徒歩 8分
都営新宿線 市ヶ谷駅	徒歩 4分
東京メトロ半蔵門線半蔵門駅	徒歩 11分
九段小学校から学童クラブまで	徒歩 3分

## ●お問合せ

学童保育じゃんぷ 九段クラブ(特定非営利活動法人 子ども支援ホーム)

☎ 080-4097-7727

千代田区立児童・家庭支援センター

☎ 03-5298-2424